

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年2月27日
【事業年度】	第75期（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）
【会社名】	ASAHI EITOホールディングス株式会社
【英訳名】	ASAHI EITO HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長グループCEO 星野 和也
【本店の所在の場所】	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
【電話番号】	06(7777)2067(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 三宅 久史
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号
【電話番号】	06(7777)2067(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 三宅 久史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	1,765,872	2,282,859	3,517,737	3,967,802	4,336,907
経常利益又は経常損失 () (千円)	6,639	158,346	488,449	318,492	286,885
親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	41,922	163,435	623,213	374,905	340,786
包括利益 (千円)	48,972	193,263	627,022	348,832	315,073
純資産額 (千円)	1,140,678	1,210,443	1,174,173	1,087,124	1,041,423
総資産額 (千円)	2,053,245	2,072,272	2,787,220	2,551,680	2,573,273
1株当たり純資産額 (円)	359.86	321.75	216.55	169.44	138.53
1株当たり当期純損失 () (円)	13.54	49.46	153.76	74.55	57.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	55.5	57.3	35.1	37.0	35.2
自己資本利益率 (%)	4.0	14.0	57.6	39.0	36.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	35,018	501,618	104,437	165,692	100,881
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	28,582	52,550	129,985	18,095	81,905
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	152,885	20,574	33,963	227,734	201,323
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	907,876	325,518	385,029	464,783	492,988
従業員数 (人)	52	62	120	143	146
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(13)	(18)	(20)	(24)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第71期	第72期	第73期	第74期	第75期
決算年月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	1,755,055	1,800,381	1,091,087	170,392	217,392
経常利益又は経常損失 () (千円)	531	173,736	254,470	17,033	19,513
当期純損失 () (千円)	45,180	193,209	367,188	582,345	332,910
資本金 (千円)	1,852,120	1,970,615	2,178,290	2,385,996	2,553,874
発行済株式総数 (千株)	3,169	3,693	4,516	5,578	6,544
純資産額 (千円)	1,146,143	1,202,648	1,400,776	1,197,439	1,206,039
総資産額 (千円)	2,046,209	1,928,090	1,807,947	1,446,573	1,435,073
1株当たり純資産額 (円)	361.59	323.76	275.45	193.04	164.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 () (円)	14.60	58.47	90.60	115.80	56.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.0	62.0	68.8	74.4	75.2
自己資本利益率 (%)	4.3	16.5	30.1	50.2	30.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	49 (10)	54 (13)	- (-)	- (-)	- (-)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX)	74.6 (112.2)	71.0 (118.7)	59.3 (145.6)	47.7 (168.2)	30.7 (217.2)
最高株価 (円)	1,115	725	840	626	466
最低株価 (円)	641	362	510	260	280

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第2部)におけるものであります。

5. 第73期の第3四半期(2023年6月1日)より商号を変更し新設分割を行っており、提出会社は持株会社となっております。

2【沿革】

1950年12月	大阪市住吉区において衛生陶器の製造を行っていた丹司製陶所を継承して、資本金7百万円をもって丹司製陶株式会社を設立
1964年1月	アサヒ衛陶株式会社に社名変更
1964年5月	東京都北区に東京営業所（現：東京支店）を開設
1965年2月	大阪府南河内郡（現：堺市美原区）に美原工場（旧衛陶工場）を建設
1967年6月	福岡市博多区に福岡出張所（旧福岡営業所）を開設
1967年11月	大阪証券取引所（市場第二部）へ株式を上場
1968年6月	附属器具の製造開始
1972年6月	洗面化粧台の製造開始
1981年5月	大阪府南河内郡（現：堺市美原区）に本社〔大阪営業所（現：大阪支店）を併設〕を移転
1993年3月	香川県大川郡（現：香川県東かがわ市）に香川物流倉庫（現：香川事業所）を開設
1994年7月	九州地区の営業拠点を福岡市博多区から佐賀県鳥栖市に移転し、九州営業所（現：九州支店）を開設
1997年11月	栃木県芳賀郡に栃木物流センター（旧北関東営業所）を開設
2001年11月	ISO9001認証取得
2001年12月	東京特需部に東京支店を併設
2002年12月	東京特需部を東京支店に統合
2005年2月	市町村合併により本社所在地が大阪府南河内郡より大阪府堺市（現：堺市美原区）に住所表示変更
2009年11月	衛陶工場の閉鎖
2011年7月	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市に子会社(VINA ASAHI, CO.LTD.)設立
2012年12月	栃木県芳賀郡に北関東営業所を開設
2013年7月	市場統合により東京証券取引所第二部上場に移行
2014年11月	北関東営業所の閉鎖
2016年8月	本社所在地を堺市美原区から大阪市中央区に移転するとともに、生産・物流機能を香川物流センター（現：香川事業所）に集約
2016年12月	広島市安佐南区に中四国営業所を開設
2022年1月	福岡市南区に子会社(株式会社アサヒホームテクノ(現：株式会社アサヒノーブルガス))設立
2022年3月	友キ貿易株式会社に出資、子会社化（翌4月に社名をアサヒニノス株式会社と変更）
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所スタンダード市場へ移行
2022年9月	株式会社チャミ・コーポレーションに出資、子会社化
2023年4月	日本ライフエレベーション株式会社を株式交付により子会社化（同年7月に社名をアサヒエレベーション株式会社と変更）
2023年6月	ASAHI EITOホールディングス株式会社に社名変更
2023年6月	アサヒ衛陶株式会社を新設分割し、持株会社へ移行
2023年8月	フラグシップス株式会社を株式交付により子会社化
2023年8月	山本窯業化工株式会社の全株式を取得、子会社化
2024年8月	株式会社チャミ・コーポレーションを株式譲渡により非子会社化
2024年7月	株式会社アサヒピュアケミを設立、支配力基準により子会社化
2024年9月	フラグシップス株式会社の全株式を取得、完全子会社化
2025年11月	株式会社アサヒホームテクノが株式会社アサヒノーブルガスへ社名変更 アサヒエレベーション株式会社を簡易株式交換により完全子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、衛生機器（衛生陶器、附属器具、水洗便器セット、その他関連機器）・洗面機器（洗面化粧台、化粧鏡、天板、その他関連機器）の製造、仕入、販売及び建築仕上塗材の販売並びに太陽光発電及び蓄電池システムの施工販売等の事業を行っております。

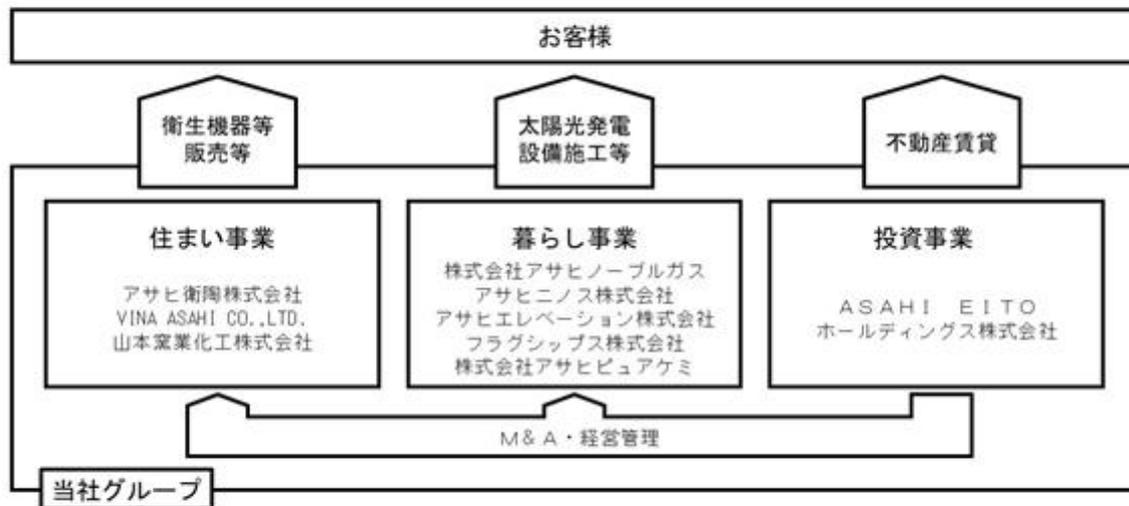
当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであり、以下に示す区分はセグメントの区分と同一であります。

セグメントの名称	主な事業内容	関係会社等
住まい事業	衛生機器・洗面機器の販売 及び建築仕上塗材の販売	アサヒ衛陶株式会社 VINA ASAHI CO.,LTD. 山本窯業化工株式会社
暮らし事業	太陽光発電及び蓄電池システムの 施工販売 施設管理並びに不動産販売	株式会社アサヒノーブルガス(注) アサヒニノス株式会社 アサヒエレベーション株式会社 フラグシップス株式会社 株式会社アサヒピュアケミ
投資事業	M&A及び不動産賃貸	ASAHI EITOホールディングス株式会社

(注) 株式会社アサヒホームテクノは、2025年11月4日付で株式会社アサヒノーブルガスに商号変更しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関 係 内 容
(連結子会社) アサヒ衛陶 株式会社 (注)2・10	大阪市中央区	10,000	住まい事業	100	衛生機器事業及び洗面 機器事業を担当して おります。資金援助及び 役員の兼任をしており ます。
VINA ASAHI Co.,LTD. (注)5	ベトナム社会主義 共和国 ホーチミン市	42,351	住まい事業	100	当社グループにおける 海外販売事業を担当し ております。資金援助 及び役員の兼任をして おります。
株式会社 アサヒノーブ ルガス (注)6	大阪市中央区	50,000	暮らし事業	100	産業ガスの輸入販売事 業を担当しておりま す。資金援助及び役員 の兼任をしておりま す。
アサヒニノス 株式会社 (注)7	大阪市中央区	24,660	暮らし事業	51.8	不動産事業を担当して おります。資金援助及 び役員の兼任をして おります。
山本窯業化工 株式会社 (注)11	大阪府吹田市	97,500	住まい事業	100	建築仕上塗材の開発・ 製造・販売、その他天 然石などの建材販売を 担当しております。資 金援助及び役員の兼 任をしております。
アサヒエレ ベーション 株式会社 (注)8・12	福岡市中央区	3,000	暮らし事業	100	太陽光発電システム・ オール電化システムの 施工、建築物の内外装 及び営繕工事を担当 しております。
フラグシッ プス株式会社	大阪府枚方市	5,000	暮らし事業	100	ドローンスクール、保 育園運営、ビル管理組 合運営を担当して おります。
株式会社アサ ヒピュアケミ (注)3・4・ 9	東京都北区	10,000	暮らし事業	34.0 [56.0]	希ガス関連の技術指導 及び輸入販売を担当 しております。役員の兼 任をしております。

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

4. 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5. 債務超過会社で債務超過の額は、2025年9月末時点で261,714千円であります。

6. 株式会社アサヒホームテクノは、2025年11月4日付で株式会社アサヒノーブルガスに商号変更して
おります。

7. アサヒニノス株式会社は、2025年5月26日付で増資を行い、資本金が増加しております。

8. 当社は、2025年11月7日付で簡易株式交換によりアサヒエレベーション株式会社を完全子会社といた
しました。

9. 株式会社アサヒピュアケミは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めており
ます。

10. アサヒ衛陶株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	2,074,796千円
	(2) 経常利益	230,636千円
	(3) 当期純利益	234,057千円
	(4) 純資産額	170,322千円
	(5) 総資産額	721,733千円

11. 山本窯業化工株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

また、債務超過会社で債務超過の額は、2025年9月末時点で88,131千円であります。

主要な損益情報等	(1) 売上高	577,608千円
	(2) 経常利益	65,812千円
	(3) 当期純利益	67,318千円
	(4) 純資産額	88,131千円
	(5) 総資産額	541,320千円

12. アサヒエレベーション株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1,140,596千円
	(2) 経常利益	58,323千円
	(3) 当期純利益	39,972千円
	(4) 純資産額	83,327千円
	(5) 総資産額	305,819千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数	
住まい事業	94名	(7名)
暮らし事業	52名	(17名)
投資事業	-名	(-名)
合計	146名	(24名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

提出会社は純粋持株会社であるため従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来るよう企業活動を行ってまいります。

(2) 経営戦略

当社グループは、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、売上高経常利益率を重視し事業運営にあっております。

(4) 経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、一方で米国の通商政策による景気の下振れリスク、物価上昇の継続が依然として個人消費に影響を及ぼし、先行きの不透明な状況が継続しております。

当社グループにおきましては、世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

この対処すべき課題に対して、当社グループは、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」、「催事営業グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、当連結会計年度よりホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

引き続き、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月8日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

(1) ガバナンス

当社グループでは、現状サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりません。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連の戦略における重要性を鑑みた記載はいたしません。

また、当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針、社内環境整備に関する方針としては、中核人材の登用等における多様性の確保の重要性を認識しており、その確保に向けた目標設定と、中長期的な人材育成方針及び社内環境整備方針の作成・実施については、今後、必要に応じて検討し、具体的な取り組みを進めていくこととしております。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス報告書 (2026年2月27日付、東京証券取引所提出)」をご参照ください。

しかしながら、当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、具体的な取り組みを言及することができません。

なお、前述の基本方針の定めが無い状態ながら、社内でのeラーニング等を用いた情報セキュリティや個人情報保護等を中心に従業員教育を展開しており、中長期的な人材育成に努めております。

(3) リスク管理

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、サステナビリティ関連のリスク管理における詳細な記載はいたしません。

現状のリスク管理は、コーポレート・ガバナンスの範疇と体制にて行われており、詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」及び「コーポレート・ガバナンス報告書(2026年2月27日付、東京証券取引所提出)」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めていないことから、当該指標に関する目標は定めておりません。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済情勢

当住宅関連業界は、新設住宅着工戸数及びリフォーム工事件数の増減に大きく影響を受けます。市場や同業他社との競合の状況により価格競争の激化が更に進み、売上高等の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替変動

当社グループは中国、韓国、台湾、タイ、ベトナムより商品を直接または商社を通じて調達しています。また、海外販売の拡大が見込まれるため、為替相場の大きな変動が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。為替予約や取引先との交渉等により為替変動の影響を軽減させるように努めておりますが、急激な為替変動が生じた場合などは、その影響を軽減できない可能性があります。

(3) 製造物責任

当社グループは品質管理に最大の重点を置き製品を製造していますが、製品の欠陥が発生しないという保証はありません。製造物責任賠償については保険に加入していますが、製造物責任賠償につながるような製品の欠陥は多額のコストや評価に重大な影響を与え、それにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 固定資産の減損

地価の動向及び対象となる固定資産の収益状況により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外調達

当社グループは中国、韓国、台湾、タイ、ベトナムより商品を直接または商社を通じて調達しています。これらの国々の政治情勢や政策、また調達先の経営方針、経営環境などの変化により影響を受けることがあります。それにより当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害

地震・台風・大雨などの自然災害の発生した場合、当社グループの拠点に大きな被害が発生する恐れや、販売先及び仕入先が被害を受けることにより販売面や調達面に悪影響が発生する恐れなどが考えられるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) コンプライアンス

当社グループの役員等による重大な不正・違法行為や不祥事等が発生した場合は、社会的信用の失墜等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティ

当社グループは、業務運営や情報資産の保護のために、インターネットや各種ネットワークを利用しておりますが、サイバー攻撃やコンピュータウイルスのリスクに晒されております。従業員教育の実施およびIT技術動向の変化に応じたセキュリティソフトの導入・更新、サイバー保険への加入など対応策を実施しておりますが、サイバー攻撃を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当連結会計年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」、「催事営業グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、当連結会計年度よりホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

引き続き、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月8日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であって、今後の事業の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また新株予約権による資金調達についても計画通りの行使が確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用及び所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、一方で米国の通商政策による景気の下振れリスク、物価上昇の継続が依然として個人消費に影響を及ぼし、先行きの不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社グループは、引き続き『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、ホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

コスト面におきましても削減を図るべく、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めており、収益改善に取り組んでおります。

a. 財政状態

当連結会計年度末の総資産は2,573百万円となり、前連結会計年度末に比べて21百万円の増加となりました。その主な要因は、受取手形及び売掛金が109百万円、現金及び預金が60百万円それぞれ増加した一方、販売用不動産が90百万円、前渡金が28百万円、のれんが28百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

当連結会計年度末の負債は1,531百万円となり、前連結会計年度末に比べて67百万円の増加となりました。その主な要因は、支払手形及び買掛金が119百万円、未払金が35百万円それぞれ増加した一方、長期借入金(1年内返済予定含む)が54百万円、未払消費税等が12百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

当連結会計年度末の純資産は1,041百万円となり、前連結会計年度末に比べて45百万円減少となりました。その主な要因は、資本金が167百万円、資本剰余金が129百万円それぞれ増加した一方、利益剰余金が340百万円減少したこと等によるものであります。

b. 経営成績

売上高については、当連結会計年度より本格的に開始したホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業の受注実績が堅調に推移したことに加え、2024年10月から開始したリフォーム・リノベーション事業の売上が当初の予想を下回りながらも寄与した結果、前期と比較して369百万円増加いたしました。しかしながら、利益面においては、原材料価格の高騰や円安の影響による売上原価の上昇を受けたことに加え、事業拡大に伴う費用の増加及び新規事業立ち上げに関連した費用が発生したことを主要因として販売費及び一般管理費が増加したため、収益を回復するまでに至りませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,336百万円(前期比9.3%増加)、営業損失は272百万円(前期は320百万円の営業損失)、経常損失は286百万円(前期は318百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は340百万円(前期は374百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

(売上高の内訳)

(単位：千円、%)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	対前期増減額	対前期増減率
住まい事業	2,500,831	2,670,638	169,806	6.8
暮らし事業	1,460,779	1,660,077	199,297	13.6
投資事業	6,192	6,192	-	-
小計	3,967,802	4,336,907	369,104	9.3
その他・調整額	-	-	-	-
合計	3,967,802	4,336,907	369,104	9.3

(営業利益又は営業損失()の内訳)

(単位:千円、%)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	対前期増減額	対前期増減率
住まい事業	349,809	315,737	34,072	-
暮らし事業	20,378	22,619	2,240	11.0
投資事業	249	3,586	3,336	-
小計	329,181	289,531	39,649	-
その他・調整額	8,575	17,225	8,650	100.9
合計	320,605	272,305	48,299	-

住まい事業

住まい事業では、衛生機器・洗面機器の販売及び建築仕上塗材の販売を行っております。売上高は2,670百万円(前期比6.8%増加)、営業損失は315百万円(前期は349百万円の営業損失)となりました。

暮らし事業

暮らし事業では、太陽光発電及び蓄電池システムの施工販売、施設管理並びに不動産販売を行っております。売上高は1,660百万円(前期比13.6%増加)、営業利益は22百万円(前期比11.0%増加)となりました。

投資事業

投資事業では、M&A及び不動産賃貸を行っております。売上高は6百万円(前期比増減なし)、営業利益は3百万円(前期比3百万円増加)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の期末残高は、492百万円(前連結会計年度は464百万円)となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は100百万円(前連結会計年度は165百万円の減少)となりました。これは主に税金等調整前当期純損失を291百万円、のれん償却額を28百万円それぞれ計上したこと、売上債権が84百万円増加したこと及び販売用不動産が90百万円、前渡金が28百万円それぞれ減少したこと並びに仕入債務が119百万円、未払金が40百万円それぞれ増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は81百万円(前連結会計年度は18百万円の増加)となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入48百万円、有形固定資産の取得による支出50百万円及び投資有価証券の取得による支出37百万円が発生したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は201百万円(前連結会計年度は227百万円の増加)となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入253百万円、長期借入れによる収入70百万円及び長期借入金の返済による支出124百万円が発生したこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	前期比(%)
住まい事業(千円)	1,455,962	0.9
暮らし事業(千円)	1,115,637	29.8
投資事業(千円)	-	-
合計(千円)	2,571,599	10.4

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、外注製品受入高が含まれております。

b. 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	前期比(%)
住まい事業(千円)	979,892	42.4
暮らし事業(千円)	186,838	7.4
投資事業(千円)	-	-
合計(千円)	1,166,731	31.1

(注) 金額は仕入価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

c. 受注実績

当社グループは大部分が見込み生産を行っているため、受注の状況については記載を省略しております。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	前期比(%)
住まい事業(千円)	2,670,638	6.8
暮らし事業(千円)	1,660,077	13.6
投資事業(千円)	6,192	-
合計(千円)	4,336,907	9.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)		当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
日本ライフサポート株式会社	729,867	18.4	504,255	11.6

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産・負債の報告数値、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを継続して評価を行っております。なお、見積り及び判断・評価については、過去実績や状況に応じて合理的と考えられる要因等に基づいておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産合計)

当連結会計年度末における資産合計は、2,573百万円(前連結会計年度末は2,551百万円)となり、21百万円増加となりました。

流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は、1,737百万円(前連結会計年度末は1,719百万円)となり、18百万円増加となりました。主な要因は、現金及び預金が60百万円、受取手形及び売掛金が109百万円それぞれ増加し、販売用不動産が90百万円、前渡金が28百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は、835百万円(前連結会計年度末は832百万円)となり、3百万円の増加となりました。主な要因は、建物が23百万円、工具、器具及び備品が9百万円それぞれ増加し、のれんが28百万円減少したことによるものであります。

(負債合計)

当連結会計年度末における負債合計は、1,531百万円(前連結会計年度末は1,464百万円)となり、67百万円増加となりました。

流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は、728百万円(前連結会計年度末は632百万円)となり、95百万円増加となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金が119百万円、未払金が35百万円それぞれ増加し、1年内返済予定の長期借入金が18百万円、未払消費税等が12百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は、803百万円(前連結会計年度末は831百万円)となり、28百万円の減少となりました。主な要因は、長期借入金が35百万円減少したことによるものであります。

(純資産合計)

当連結会計年度末における純資産の残高は、1,041百万円(前連結会計年度末は1,087百万円)となり、45百万円の減少となりました。主な要因は、資本金が167百万円、資本剰余金が129百万円それぞれ増加し、利益剰余金が340百万円減少したことによるものであります。

2) 経営成績

売上高

当連結会計年度における売上高は、4,336百万円(前連結会計年度は3,967百万円)となり、369百万円の増加となりました。当連結会計年度より本格的に開始したホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業の受注実績が堅調に推移したことに加え、2024年10月から開始したリフォーム・リノベーション事業の売上が当初の予想を下回りながらも寄与したことによるものであります。

売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度における売上原価は、2,998百万円(前連結会計年度は2,739百万円)となり、259百万円の増加となりました。売上高に対する売上原価の比率は69.2%(前連結会計年度は69.0%)となり、0.1ポイントの増加となりました。また、販売費及び一般管理費は、1,610百万円(前連結会計年度は1,548百万円)となり、61百万円の増加となりました。主な要因としては、事業拡大に伴う費用の増加及び新規事業立ち上げに関連した費用が発生したこと等が挙げられます。

上述の結果、営業損失は272百万円(前連結会計年度は320百万円の営業損失)となりました。

営業外損益

当連結会計年度における営業外収益は、21百万円(前連結会計年度は34百万円)となり、12百万円の減少となりました。主な要因は、投資有価証券売却益を10百万円計上したことにより増加し、有価証券売却益が5百万円、保険解約返戻金が3百万円、物品売却益が6百万円それぞれ減少したことによるものであります。

当連結会計年度における営業外費用は、36百万円(前連結会計年度は31百万円)となり、4百万円の増加となりました。主な要因は、支払利息が2百万円、資金調達費用が8百万円それぞれ増加し、為替差損が8百万円減少したことによるものであります。

上述の結果、経常損失は286百万円(前連結会計年度は318百万円の経常損失)となりました。

特別損益

当連結会計年度における特別利益は、計上なしであります。一方、前連結会計年度の特別利益は、新株予約権戻入益37百万円及び役員退職慰労引当金戻入額1百万円でありました。

当連結会計年度における特別損失は、4百万円(前連結会計年度は64百万円)となり、60百万円の減少となりました。主な要因は、固定資産除却損が14百万円、減損損失が41百万円減少したことによるものであります。

上述の結果、税金等調整前当期純損失は、291百万円(前連結会計年度は343百万円の税金等調整前当期純損失)となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は、340百万円(前連結会計年度は374百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。また、当連結会計年度における1株当たり当期純損失は57.39円(前連結会計年度は74.55円の1株当たり当期純損失)となりました。

b.経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開を図っているところであります。売上高は前連結会計年度と比較して増加しているものの、原材料価格の高騰や円安によるコスト上昇、事業拡大に伴う費用の増加及び新規事業立ち上げに関連した費用が発生したこと等に伴う販売費及び一般管理費の増加により、収益の回復が遅れており、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,336百万円(前期比9.3%増加)、営業損失は272百万円(前期は320百万円の営業損失)、経常損失は286百万円(前期は318百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は340百万円(前期は374百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、経済情勢・為替変動・製造物責任・固定資産の減損・海外調達・自然災害等が挙げられます。詳細については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」を参照願います。

c.キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当社グループにおける資金需要としては、日常の商品の販売・仕入活動及び経費の支払に係る運転資金需要及び新商品の開発に係る金型投資や生産性向上のための投資などの設備資金需要が挙げられます。

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するために、内部資金の活用及び金融機関からの借入に加え、新株予約権の発行及び行使並びに第三者割当増資による資金調達を行っております。

当連結会計年度末時点における借入金残高は686百万円、当連結会計年度の新株予約権の行使による収入は253百万円であります。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」を参照ください。

d.経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、売上高経常利益率を重要な指標と位置付けております。当連結会計年度における売上高経常利益率は6.6%(前連結会計年度は8.0%)となっており、引き続き当該数値の改善に取り組んでまいります。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは「お客様に満足いただける商品・サービスを、満足価格で、ご要望納期で、安心品質で、ご提供する」ことを最優先に「快適で豊かな暮らし」が実感できる住環境を実現することを基本理念として、地球・環境にやさしい、省エネ、節水商品の開発に注力すると共に、ユーザーニーズ・時代の変化に対応すべく、機動性を持った海外・国内調達の強化を積極的に進めています。

また、現行商品のバージョンアップと品質の向上、国内はもとより、アジアを意識した新しいマーケット開発を意図した商品開発を進めて参ります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は16,268千円であり、各セグメント別の主な取り組みは次のとおりであります。

セグメントの名称	主な取り組み
住まい事業	アジア向けオリジナル便器開発 新グレードデザインの洗面化粧台の開発 新型温水洗浄便座の開発 便器用統一タンクの開発 高意匠石材調塗料の開発
暮らし事業	-
投資事業	-

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、50,496千円でありました。なお、重要な設備の除却又は売却はありませんでした。

セグメント別の設備投資額は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
住まい事業	1,690千円
暮らし事業	48,136
投資事業	670
合計	50,496

(注) 上記の記載金額には、無形固定資産への投資も含めております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
			建物 及び構築物	土地 (面積 m ²)	合計	
本社 (大阪府中央区)	投資事業	全社管理業務施設 販売設備	666	-	666	-
東京支店 (東京都北区)	同上	販売設備	912	56,636 (179)	57,548	-
香川事業所 (香川県東かがわ市)	同上	衛生機器生産設備・洗面機 器生産設備・物流設備・試 験設備	-	198,130 (18,818)	198,130	-
投資不動産 (栃木県芳賀郡益子町)	同上	賃貸設備	13,262	46,124 (3,146)	59,386	-

(注) 1. 印は、連結子会社 アサヒ衛陶株式会社の一部又は全部を賃貸(転貸を含む)しております。

2. 本社は賃借物件であり、その年間賃借料は以下のとおりであります。

本社 21,467千円

(2) 国内子会社

会社名	セグメント の名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)	
				建物	車両 運搬具	土地 (面積 m ²)	リース資産	その他		合計
山本窯業化工 株式会社 (注) 3	住まい 事業	本社ほか (大阪府 吹田市ほ か)	販売設備 建築仕上塗材 生産設備	188	-	257,475 (11,821)	-	-	257,663	37 (1)
アサヒエレ ベーション 株式会社	暮らし 事業	本社 (福岡市 中央区)	販売設備	12,256	-	-	-	2,177	14,434	24 (16)
フラグシップ ス株式会社	同上	本社 (大阪府 枚方市)	販売設備	64,215	0	-	8,795	13,416	86,427	28 (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェアであり建設仮勘定は含まれておりません。

2. 従業員数の()括弧内数字は、臨時雇用者数で外書しております。

3. 決算日は9月30日であり、連結財務諸表の作成日にあたっては同社の決算日現在の財務諸表を使用しているため、2025年9月30日現在の状況を記載しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設及び改修の計画は、以下のとおりであります。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
株式会社アサヒ ノーブルガス 香川事業所	香川県東 かがわ市	暮らし事業	希ガス 製造設備	180,000	-	増資資金及 び社債発行	2026. 4	2027.12

(注) 完成後の増加能力については、合理的に算定できないため記載しておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

(注) 2026年2月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より9,000,000株増加し、27,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,544,419	7,349,419	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	6,544,419	7,349,419	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(第7回新株予約権)

決議年月日	2022年11月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社グループ取締役(監査等委員である取締役を除く)4 当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	3,192 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 319,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり556 (注)2
新株予約権の行使期間	2022年12月5日から2032年12月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 569.70 資本組入額 284.85 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(第8回新株予約権)

決議年月日	2023年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社グループ取締役(監査等委員である取締役を除く)4 当社従業員 3
新株予約権の数(個)	1,740 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 174,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり750 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年3月16日から2033年3月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 772.25 資本組入額 386.13 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(第9回新株予約権)

決議年月日	2023年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)4
新株予約権の数(個)	1,450 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 145,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1 (注)2
新株予約権の行使期間	2023年3月17日から2053年3月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 759 資本組入額 379.5 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6 (注)7

(第11回新株予約権)

決議年月日	2025年7月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社グループ取締役(監査等委員である取締役を除く)8
新株予約権の数(個)	1,647 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 164,700 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり334 (注)2
新株予約権の行使期間	2025年7月22日から2035年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 385.08 資本組入額 192.54 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年1月31日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価格の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的である株式の種類と数」欄記載の株式の数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. (1) 新株予約権者は、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日での東京証券取引所における当社株価の終値を上回った場合にのみ、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 上記の(1)にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の当日を含む20取引日の平均値が一度でも行使価額(ただし、(注)2に準じて取締役会により適正に調整されるものとする。)に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される)による。以下同じ。)の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. (1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」において、当社の取締役の地位を喪失した日(ただし、当社取締役会が、当社の取締役の地位のみならず当社の執行役員の地位のいずれの地位も喪失した日と別に定める場合は、当該日とし、下記(2)(a)ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日とする。)の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が3年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。
- (b) 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員(執行役員である場合を含む。)として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
- (c) 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
- (d) 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
- (e) 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
7. (注)6におけるただし書き(9)について以下のとおりとする。
- 当社は、以下の(a)、(b)、(c)、(d)、(e)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができるものとする。
- (a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (b) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (c) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (e) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第10回新株予約権)

決議年月日	2024年8月23日
新株予約権の数(個)	1,430 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 143,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり350 (注)2
新株予約権の行使期間	2024年9月10日から2026年9月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 351.24 資本組入額 175.62 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年11月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年1月31日)にかけて変更された事項はありません。

- (注)1 . (1) 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。ただし(2)により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) (注)2の行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)2の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 2 . (1) 新株予約権の発行後、(a)から(d)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (a) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- (b) 普通株式について株式の分割をする場合
- (c) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- (2) 次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (c) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価格の総額を加えた額を、当該新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
4. (1) 割当予定先は、新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で新株予約権の行使を行うことができるが、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の連続する10取引日の終値の平均値が行使価額の125%を超過した場合、当社は、当該10取引日の平均出来高の20%を上限に、割当予定先に新株予約権の行使を行わせることができる。上記行使指示を受けた割当先は、原則として5取引日以内に当該行使指示に係る新株予約権を行使する。
- (2) 新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできません。
- (3) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権の一部行使はできない。
5. 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。
- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由及び行使の条件
「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」、「新株予約権の行使の条件」及び以下の新株予約権の取得事由に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- 新株予約権の取得事由
- (a) (注)4.(1)の行使指示を行ったにもかかわらず、5取引日以内に行使されない場合その他やむを得ない事情により、行使を行うことが難しい状況となった場合には、当社は、新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- (b) 新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降、当社は取締役会により新株予約権を取得する旨および新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、新株予約権1個につき新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選により行うものとする。

(c) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権1個につき予約権払込金額と同額で新株予約権を取得することができる。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(第12回新株予約権)

決議年月日	2025年11月21日
新株予約権の数(個)	54,950 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,495,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 3 . 4
新株予約権の行使期間	2025年12月9日から2028年12月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

提出日の前月末現在(2026年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1 . 当該新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は、以下のとおりであります。

(1) 当該新株予約権の目的となる株式の総数は6,000,000株、割当株式数(注) 2 に定義する。) は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注) 3 . (2) に定義する。) が修正されても変化しない(但し、(注) 2 のとおり、調整されることがある。)。なお、当該新株予約権の行使価額は(2) のとおり修正され、行使価額が修正された場合には、当該新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準

(a) 行使価額は、当該新株予約権の割当日の1取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月21日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日(以下、2025年11月21日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において(注) 3 . (4) の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(b) (a)にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により当該新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、(a)に準じて行使価額は修正される。

(3) 行使価額の修正頻度

(2)に従い修正される。

(4) 行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初150円とする。但し、(注)3.(4)の規定を準用して調整される。

(5) 割当株式数の上限

6,000,000株(2025年11月21日現在の発行済株式総数6,544,419株に対する割合は91.68%)

(6) 当該新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限((4)の下限行使価額にて当該新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

901,680千円(但し、当該新株予約権は行使されない可能性がある。)

(7) 当該回新株予約権の全部の取得を可能とする条項

当該新株予約権には、当該新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている。

2. 当該新株予約権の目的である株式の総数は6,000,000株(当該新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株)とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない当該新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

3.(1) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当該新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 当該新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、300円(以下「当初行使価額」という。)とする。

(3) 行使価額の修正

(a) 行使価額は、当該新株予約権の割当日の1取引日後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月21日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において(4)の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(b) (a)にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、(a)に準じて行使価額は修正される。

(4) 行使価額の調整

(a) 当社は、当該新株予約権の割当日後、(b)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(b) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(d) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社若しくはその関係会社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合、又は2025年11月21日の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(d) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は(d) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、当社又はその関係会社の役職員に対して交付されるストックオプション及び第13回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(d) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに当該新株予約権を行使した当該新株予約権に係る新株予約権者（以下「当該新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(c) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、(b) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (e) (b)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (f) (b)の規定にかかわらず、(b)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(3)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(3)及び(4)に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに当該新株予約権者に通知する。但し、(b)の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

1,801,680千円

(注)3.(3)又は(4)により、行使価額が修正又は調整された場合には、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。当該新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

5. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

当該新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る当該新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、(注)2の当該新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

当該新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社はEVO FUNDとの間で、当該新株予約権の買取契約を締結した上で、有価証券届出書による届出の効力発生後にEVO FUNDとの間で総数引受契約(以下、当該買取契約及び総数引受契約を個別に又は総称して「本買取契約」といいます。)を締結しております。本買取契約には、下記の内容を含んでおります。

- (1) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が当該新株予約権を行使することにより取得される株式数が、当該新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る当該新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。
- (2) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する当該新株予約権の行使を行わないことに同意し、当該新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (3) 割当予定先は、当該新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (4) (3)に従い当該新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも(1)乃至(3)と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとする。

7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

当該新株予約権の発行に伴い、当社株主であり、かつ当社代表取締役会長兼社長グループCEOである星野氏は、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を行っております（契約期間：2025年12月8日～2028年12月18日、貸借株数（上限）：300,000株、貸借料：年率0%、担保：無し）。

(第13回新株予約権)

決議年月日	2025年11月21日
新株予約権の数(個)	40,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり300 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年12月9日から2031年12月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300.09 資本組入額 150.05 (注) 3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

提出日の前月末現在(2026年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、当該新株予約権のうち、当該時点で行使されていない当該新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

2. (1) 当社は、当該新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) (4).(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社若しくはその関係会社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合、又は2025年11月21日の当社取締役会決議に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- (c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4)。(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は(4)。(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、当社又はその関係会社の役員に対して交付されるストックオプション及び第12回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに(4)。(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (e) (a)乃至(c)の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(a)乃至(c)の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに当該新株予約権を行使した当該新株予約権に係る新株予約権者（以下「当該新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- (a) 0.1円未満の端数を四捨五入する。
- (b) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、(2)。(e)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (c) 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (c) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに当該新株予約権者に通知する。但し、(2).(e)の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- 3.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
当該新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る当該新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、当該新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
当該新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年12月1日～ 2021年11月30日 (注)1	402,100	3,169,600	113,231	1,852,120	113,231	448,870
2021年12月1日～ 2022年11月30日 (注)1	295,400	3,465,000	68,479	1,920,600	68,479	517,349
2022年10月12日 (注)2	228,900	3,693,900	50,014	1,970,615	50,014	567,364
2022年12月1日～ 2023年11月30日 (注)1	581,800	4,275,700	124,687	2,095,302	124,687	692,052
2023年4月5日 (注)3	147,645	4,423,345	45,917	2,141,220	45,917	737,969
2023年8月22日 (注)3	93,024	4,516,369	37,070	2,178,290	37,070	775,039
2023年12月1日～ 2024年11月30日 (注)1	490,300	5,006,669	107,606	2,285,896	107,606	882,646
2024年9月9日 (注)4	572,000	5,578,669	100,100	2,385,996	100,100	982,746
2024年12月1日～ 2025年11月30日 (注)1	723,200	6,301,869	127,008	2,513,005	127,008	1,109,754
2025年11月7日 (注)5	242,550	6,544,419	40,869	2,553,874	40,869	1,150,624

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当 228,900株
発行価格 437円
資本組入額 218.5円
割当先 カントリーガーデン・ジャパン株式会社

3. 簡易株式交付による増加であります。

4. 有償第三者割当 572,000株
発行価格 350円
資本組入額 175円
割当先 Global Semiconductor Special Gas Limited

5. 簡易株式交換による増加であります。

6. 2025年12月1日から2026年1月31日までの間に、第三者割当増資により、発行済株式総数が300,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ45,000千円増加し、新株予約権の行使により、発行済株式総数が505,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ58,955千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	16	60	32	13	2,117	2,239	-
所有株式数(単元)	-	8	4,213	5,955	16,860	339	38,028	65,403	4,119
所有株式数の割合(%)	-	0.01	6.44	9.11	25.78	0.52	58.14	100	-

(注) 1. 自己株式2,231株は、「個人その他」に22単元「単元未満株式の状況」に31株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式2単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
GLOBAL SEMICONDUCTOR SPECIAL GAS LIMITED (常任代理人 翁 道達)	SUITE 2701-08, 27/F., SHUI ON CENTRE, NOS. 6 - 8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都江戸川区)	952,000	14.55
瀬戸口 正章	北九州市小倉北区	367,550	5.62
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	207,800	3.18
PHILLIP SECURITIES(HONG KONG)LIMITED (常任代理人 フィリップ証券株式会社)	UNITED CTR 11/F, QUEENSWAY 95, ADMIRALTY, HONGKONG (東京都中央区日本橋兜町4-2)	183,700	2.81
株式会社ワブ	東京都港区芝大門1丁目3-10	173,500	2.65
SCBHK AC-CHINA GALAXY INTERNATIONAL SECURITIES (HONG KONG)CO., LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	20/F, WING ON CENTRE, 111 CONNAUGHT ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	141,800	2.17
星野 和也	大阪市都島区	135,600	2.07
上田八木短資株式会社	大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	125,200	1.91
金井 和彦	東京都港区	122,000	1.86
江田 尚之	東京都足立区	115,000	1.76
計	-	2,524,150	38.58

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,538,100	65,381	-
単元未満株式	普通株式 4,119	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	6,544,419	-	-
総株主の議決権	-	65,381	-

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権の数2個)が含まれております。

【自己株式等】

2025年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ASAHI EITOホールディングス株式会社	大阪市中央区常盤町一丁目3番8号	2,200	-	2,200	0.03
計	-	2,200	-	2,200	0.03

(注) 2025年11月30日現在の自己株式数は、2,231株であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	2,231	-	2,231	-

(注)「保有自己株式数」欄の当期間については、2026年2月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式数及び単元未満株式の買増請求により処分した自己株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、会社の健全経営を図るため、事業計画に基づく再投資のための内部留保に意を用いつつ、株主への利益の還元を重要な課題と認識し、業績などを総合的に判断して配当を実施していくことを考えております。このような考えに基づき、安定的な配当を継続して行う事を基本方針としております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の配当については、会社法第461条に定める分配可能額が存在しないため無配となりました。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は「社会に役立つ企業づくり」を经营理念とし、企業経営活動の維持向上の指針として「労使の信頼」、「品質の向上」、「商品の開発」、「収益の確保」を掲げ、これらを経営上の最も重要な課題として位置付けております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

取締役会は、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定をするとともに、業務の執行を監督する機関として位置付け、毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催しております。

監査等委員会は毎月1回定期的に開催し、社外監査等委員3名にて監査に関する重要事項について協議・決裁をするとともに、監査等委員は取締役会及びその他重要な会議への出席並びに業務監査等により、取締役の業務の執行を監視しております。

内部監査室は1名を配置し、監査等委員との協力関係の下、年間計画を立てて必要な内部監査を実施しております。

また、経営環境に機動的に対応するため、業務運営上の重要課題を審議する取締役、執行役員及び取締役が必要と認められた者により構成される執行役員会議を毎月定期的に開催しております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の充実等については、顧問弁護士などの専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を採っております。

ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、従来からコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えておりましたので、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役による客観的・中立な立場からの経営の監視・監督によって取締役会の経営監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが可能であると判断したためであります。

ハ．設置機関の目的、権限及び構成員の氏名

(取締役会)

・目的、権限

法令または定款に定める事項、取締役会規程に定められた事項及びその他経営に重要な影響を与える事項につき、審議・決定を行う機関。

・構成員

星野和也(議長・代表取締役)、上野泰志、成田 豊、田中威之、紀 斌昆、棟朝英美(社外監査等委員)、味谷祐介(社外監査等委員)、花房裕志(社外監査等委員)

(監査等委員会)

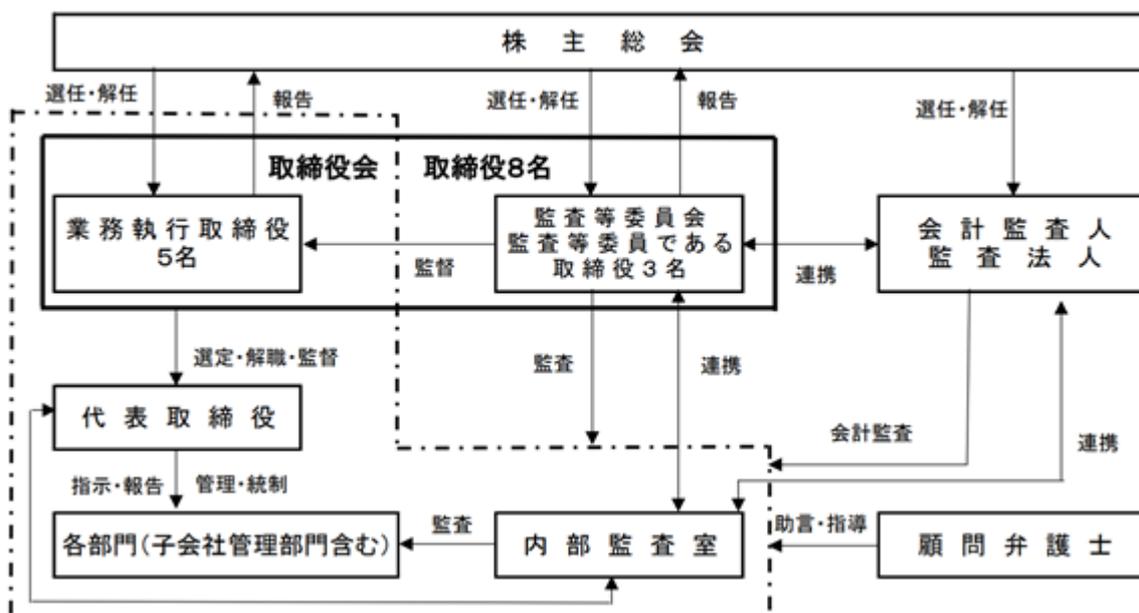
・目的、権限

監査等委員会で定めた監査計画に基づき、取締役会及びその他重要な会議への参加・発言を行い、各部門・各拠点を訪問して質問・視察及び意見交換等を実施することで、取締役の業務執行の監査を行う機関。

・構成員

棟朝英美(委員長・社外監査等委員)、味谷祐介(社外監査等委員)、花房裕志(社外監査等委員)

当社の業務執行及び経営の監視体制の模式図は次のとおりであります。



二．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況は次のとおりであります。

a．当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、使用人を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持向上を推進する。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存及び管理することとする。取締役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

c．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。各部門はリスク管理規程に定義されたリスクに対して管理を行い、経営管理部が各部門のリスク管理を横断的に管理・支援する。内部監査室は、各部門が効果的にリスク管理を行えるように助言・調整を行うとともに、経営管理部と連携して実施状況の監査を行うものとする。また経営上重要な事項については、リスク管理規程に従い執行役員会において定期的に審議を行うほか、取締役会に報告を行うものとする。

d．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。

取締役、執行役員及び取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会を毎月定期的に行われ、経営に重要な影響を及ぼす事項又は全社に関係する重要な事項の審議を行うとともに、各部署の主要な施策と事業計画に関する予算実績の進捗状況の確認を行うものとする。

e．当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念及び行動指針の周知徹底を取締役・使用人に図る。また、「関連会社管理規程」を制定し、会社の管理運営体制を構築している。

子会社の取締役・使用人が、重大な法令・定款違反及び不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く体制と当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の人選、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることとする。

また、当該使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

- g. 監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告することとする。

また、当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他の重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応するものとする。

- h. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

- i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は業務上重要な会議への出席並びに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人から、個別ヒアリングの機会を設けるとともに、定期的に監査法人及び内部監査室との意見交換を行い、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。

- k. 当該体制の運用状況

取締役会の議決権を有する監査等委員が行うことによる監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。内部監査室は、監査等委員および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を行っております。

また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・使用人に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

- ホ. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、取締役会、監査等委員会、内部監査室及び執行役員会議の連携のもとにリスク情報の共有化を図り、事業の推進に伴って生じる損失の把握、分析を行いこれに対応しております。また、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士などの専門家から助言を受けております。

- ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名から10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

2026年2月開催の定時株主総会においてご決議いただきました「買収防衛策」に従って対応いたします。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、現行ルール継続が必要であるとの結論に達しました。

・取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問のうえ、当社株主総会を招集することができるものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を19回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
星野 和也	19回	19回
浅野 宣之	19回	19回
上野 泰志	19回	19回
成田 豊	19回	19回
田中 威之	19回	17回
紀 斌昆	15回	11回
何 君雄	4回	1回
三村 淳司	19回	16回
米津 航	19回	19回
棟朝 英美	19回	18回

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

取締役会における具体的な検討内容として、法令及び定款に定められた事項を決議し、当社グループの経営方針と戦略、及び組織再編や重要な業務執行についての審議・決裁を行っております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長兼 社長グループCEO (代表取締役)	星野 和也	1980年12月5日生	2005年3月 セブンスター貿易株式会社 創業 2007年5月 セブンスター貿易株式会社 代表取締役(現) 2011年2月 eightloop株式会社 取締役(現) 2021年11月 当社 代表取締役会長 2022年1月 当社 代表取締役会長兼社長 2022年1月 株式会社アサヒホームテクノ(現:株式会社アサヒノーブルガス) 取締役 2022年2月 当社 代表取締役会長兼社長執行役員 2023年6月 当社 代表取締役会長兼社長グループCEO(現) 2023年10月 枚方パートナーシップ株式会社 代表取締役(現) 2025年11月 株式会社アサヒノーブルガス 代表取締役(現)	(注)3	435,600
取締役	上野 泰志	1968年2月3日生	1992年7月 当社 入社 2009年12月 当社 大阪支店長 2010年12月 当社 執行役員西日本営業部長 2011年6月 当社 執行役員営業本部副本部長兼海外事業担当 2011年7月 VINA ASAHI Co.,Ltd. 代表取締役(現) 2011年12月 当社 執行役員国際事業室長兼営業本部副本部長 2012年2月 当社 取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 2013年2月 当社 取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長兼東日本営業部統括部長 2014年12月 当社 取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 2015年2月 当社 取締役・営業本部長 2016年12月 当社 取締役・営業本部長兼西日本営業部長 2017年12月 当社 取締役・営業本部副本部長兼新規事業部長 2019年12月 当社 取締役・海外事業部長 2021年11月 当社 執行役員・海外事業部長 2023年6月 アサヒ衛陶株式会社 取締役 2023年8月 山本窯業化工株式会社 代表取締役(現) 2023年12月 アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員・海外事業部長 2024年2月 当社 取締役(現) 2024年2月 アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員(現)	(注)3	9,799
取締役	成田 豊	1982年1月28日生	2007年7月 有限会社華越 入社 2010年6月 ブルーシー貿易株式会社 入社 2012年8月 リベラルファイン株式会社 入社 2017年3月 リベラルファイン株式会社 代表取締役(現) 2021年11月 当社 取締役(現) 2022年4月 アサヒニノス株式会社 代表取締役 2025年7月 アサヒニノス株式会社 取締役(現) 2025年11月 株式会社アサヒピュアケミ 代表取締役(現)	(注)3	22,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	田中 威之	1980年8月6日生	2004年4月 株式会社長谷工コーポレーション 入社 2012年9月 有限会社さかの館(現 株式会社京織)入社 2013年6月 株式会社快縁 代表取締役(現) 2014年8月 アンジュ株式会社 専務取締役 2016年7月 株式会社京織 常務取締役 2021年11月 当社 執行役員 2022年2月 当社 取締役(現) 2023年4月 株式会社京織 代表取締役(現)	(注)3	100,000
取締役	紀 斌昆	1964年8月15日生	1996年4月 株式会社ヨーク 輸入販売業務 責任者 1997年6月 住友商事株式会社 北京 輸出入業務 北京エリア代表 2005年5月 北京優信馳技術有限公司 執行役員(現) 2006年4月 北京新農基國際貿易有限公司 總經理(現) 2013年10月 保定市芯越新材料科技有限公司 監査(現) 2015年7月 天津綠菱芯越電子材料有限公司 顧問 2016年9月 北京環宇芯隆気体科技有限公司 顧問 2017年2月 浙江西亜特種気体有限公司 ゼネラルマネージャー(現) 2024年7月 株式会社アサヒピユアケミ 代表取締役(現) 2025年2月 当社 取締役(現)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	棟朝 英美	1959年12月30日生	1983年4月 大阪国税局 採用 2013年7月 大阪国税局 今津税務署長 2019年7月 大阪国税局 旭税務署長 2020年7月 退官 2020年8月 税理士登録 2020年9月 棟朝英美税理士事務所 代表(現) 2022年2月 当社 取締役(監査等委員)(現) 2023年6月 アサヒ衛陶株式会社 監査役(現)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	味谷 祐介	1982年8月31日生	2008年12月 有限責任あずさ監査法人 入所 2011年11月 公認会計士登録 2016年3月 税理士登録 2017年9月 MAソリューション株式会社設立 代表取締役(現) 2026年2月 当社 取締役(監査等委員)(現)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	花房 裕志	1983年11月29日生	2010年12月 弁護士登録 弁護士法人淀屋橋・山上合同 入所 2015年12月 はりま中央法律事務所開設 2016年4月 京都大学法科大学院非常勤講師 2020年2月 株式会社白バラドライ 監査役(現) 2021年11月 弁護士法人レクシード設立 代表社員(現) 2022年4月 地方独立行政法人加古川市民病院機構 評価委員(現) 2026年2月 当社 取締役(監査等委員)(現)	(注)4	-
計					567,999

(注)1. 取締役 棟朝英美氏、味谷祐介氏及び花房裕志氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 棟朝英美 委員 味谷祐介 委員 花房裕志

当社は、監査等委員会が内部監査室との連携を強化して、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 2026年2月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。

4. 2026年2月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。棟朝英美氏、味谷祐介氏及び花房裕志氏については、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、監査等委員である取締役の社外取締役3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役が企業統治において果たす機能と役割は、業務執行取締役から独立の立場に立ち、業務執行に対する監督機能とコーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割であると考えております。社外取締役棟朝英美氏は税理士としての専門的見地及び長年国税局や税務署での税務行政を通じて培った豊富な知識・経験を活かして当社経営への監査・監督を担っていただくため、社外取締役味谷祐介氏は公認会計士としての専門的見地及びコンサルタントに関する豊富な知識・経験を活かして、当社経営への有効な助言を実施していただくため、また、社外取締役花房裕志氏は弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治においての監査・監督を担っていただくため選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役である監査等委員は、内部監査室、会計監査人と監査結果の報告や意見交換等を定期的に行い、監督・監査の実効性の向上に努めております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査、内部監査の状況

当社の監査等委員会監査は、社外監査等委員3名により実施しております。監査等委員は、監査等委員会監査方針及び監査等委員会監査計画に基づき取締役会及びその他の重要な会議に出席し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を実施しております。

なお、社外監査等委員棟朝英美氏は、長年国税局や税務署などでの税務行政に携わってきた豊富な経験・実績を有しております。また、税理士としての専門的見地から、財務及び会計に対する知見を有しております。社外監査等委員味谷祐介氏は、公認会計士として多くの企業のコンサルティング、M&A関連業務、決算・内部管理体制構築支援などに携わってきた豊富な知識・経験等、財務・会計に対する知見を有しております。社外監査等委員花房裕志氏は、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治に対する知見を有しております。

また、内部監査室、監査等委員会、会計監査人の三者間でも監査結果の報告や意見交換等を定期的に行い、監査の実効性の向上に努めております。

当社の内部監査は、代表取締役直属の内部監査室を設け1名を配置し、監査等委員会との協力関係の下、年間計画を立てて必要な内部監査を実施しております。監査結果は内部監査室に集約され、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と監査結果に基づいて意見交換を行い、代表取締役のみならず、取締役会及び監査等委員会において報告を行い、業務改善に向けた助言や勧告を行っております。

イ．監査等委員会の構成、並びに取締役会・監査等委員会の出席状況等

区分	氏名	取締役会・監査等委員会の出席状況等
社外取締役(監査等委員)	三 村 淳 司	当事業年度開催の取締役会19回中16回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会16回中15回に出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っておりまして。さらに、上記以外の社内の会議にも参加して適宜助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役(監査等委員)	米 津 航	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会16回中全てに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っておりまして。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役(監査等委員)	棟 朝 英 美	当事業年度開催の取締役会19回中18回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会16回中15回に出席しており、主に税理士としての専門的見地から発言を適宜行っておりまして。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ロ．監査等委員会における具体的な検討事項・活動状況等

- ・監査の年度方針、役割分担の決定を行っております。
- ・業務執行取締役との会合を行い、事業の報告・意見交換・問題点の指摘等を行っております。
- ・子会社について、子会社の取締役から事業の報告を受け、情報交換・質問・指摘等を実施しております。
- ・会計監査人から財務諸表監査・期中レビュー・内部統制監査に関する報告を受け、意見交換・情報共有を実施しております。
- ・会計監査人の監査手続の適切性の評価、再任の可否及び監査報酬の妥当性を検討しております。
- ・内部監査室と定期的に会合を行い、情報交換・質問・指摘等を実施しております。

ハ．監査等委員の活動状況

- ・重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からの職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて質問・指摘等を実施しております。
- ・重要な決裁書類の閲覧を実施しております。
- ・本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査しております。
- ・子会社について、子会社の取締役から事業の報告を受け、情報交換・質問・指摘等を実施しております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

監査法人アリア

b．継続監査期間

4年間

c．業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員 茂木 秀俊

代表社員 業務執行社員 山中 康之

d．会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

その他 3名

e. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

f. 監査公認会計士の選定方針と選定した理由

監査等委員会は、監査公認会計士等の選定については、当社との利害関係の有無、職業的専門家としての専門能力、審査体制及び独立性の保持を含む品質管理、監査報酬等を総合的に検討し、適切な監査が実施できると判断した先に決定しております。

g. 監査等委員会による監査公認会計士等の評価

監査等委員会は、監査実施状況や監査報告等を通じ、独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかについて検証しております。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性及び必要な専門性を有することについても検証しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,400	-	21,463	-
連結子会社	-	-	-	-
計	20,400	-	21,463	-

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等より監査計画の提示・説明を受けた後、その具体的内容(監査日程・監査項目・報酬金額等)について協議・吟味したうえで、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、実施する監査の内容等を検討した結果、妥当な金額であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の報酬の額は、取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、取締役会の授權を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定し、各取締役(監査等委員)の報酬額は、監査等委員会の協議により決定しております。

現時点で業績連動報酬等のインセンティブの付与は実施しておりません。今後、中長期的な業績等と明確に連動するような報酬制度を必要に応じて検討してまいります。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針に係る事項

役職ごとの方針の定めはありません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、固定報酬の決定であります。

取締役(監査等委員)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、固定報酬の決定であります。

また、退職慰労金については、株主総会において支給が承認された後に規程に基づいて金額を計算し、支給額、支給日及び支給方法については取締役会又は監査等委員会の協議により決定しております。なお、役員退職慰労金については、2023年2月27日開催の定時株主総会にて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の発行へ変更となったことに伴い、役員退職慰労金制度を廃止しております。

役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容

取締役(監査等委員を除く)の報酬については、報酬限度額の範囲内において代表取締役に一任しているため、取締役会では具体的な決定過程や方法について審議しておりません。また、取締役(監査等委員)の報酬は、監査等委員会にて審議の上、最終決定を行っております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額につき代表取締役が算定した金額・内容については、社外取締役である監査等委員である取締役が問題ないことを確認した上で決定していることから、取締役会としては当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	41,145	41,145	-	-	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	7,650	7,650	-	-	4

(注) 1. 当事業年度の取締役の個人別報酬等の内容決定の委任に関する事項は以下のとおりであります。

- ・委任を受けた者の氏名、地位、担当
代表取締役会長兼社長グループCEO 星野和也
- ・委任された権限の内容

株主総会が決定した報酬総額の限度内における取締役の個人別報酬等の決定に関する一切の事項

- ・権限を委任した理由
当社全体の事業を把握しており、各取締役の業務について評価を行うのは代表取締役が適任であると判断したためであります。
2. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は600千円であります。
 4. 業績の低迷を受け、役員報酬額を役位に応じて減額しております。

5. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額80百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名であります。
6. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額20百万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
7. 取締役の報酬等の額には、2025年2月27日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、投資株式について、その価値の変動や配当により利益を享受するために保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の理由により保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

山本窯業化工株式会社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である山本窯業化工株式会社については、以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	2,133	2	1,503

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	52	-	911

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する純投資目的以外の目的である投資株式は、非上場株式であるため、記載を省略しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	38,117	新株予約権の行使

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	48,352

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年12月1日から2025年11月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年12月1日から2025年11月30日まで)の財務諸表について、監査法人アリアによる監査を受けております。

3．連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容またはその変更等について適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、公益財団法人財務会計基準機構が行うセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 464,783	2 525,088
電子記録債権	3 112,337	3 87,734
受取手形及び売掛金	3 503,318	3 612,729
商品及び製品	377,607	363,465
販売用不動産	90,056	-
仕掛品	27,859	22,180
原材料	75,245	75,373
前渡金	42,007	13,727
その他	40,941	59,208
貸倒引当金	14,640	21,521
流動資産合計	1,719,517	1,737,986
固定資産		
有形固定資産		
建物	69,034	100,039
減価償却累計額	14,723	21,800
建物(純額)	2 54,311	2 78,239
車両運搬具	3,842	3,842
減価償却累計額	3,842	3,842
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	18,043	35,844
減価償却累計額	13,996	22,349
工具、器具及び備品(純額)	4,047	13,495
土地	2 512,242	2 512,242
リース資産	12,272	12,272
減価償却累計額	1,022	3,477
リース資産(純額)	11,250	8,795
有形固定資産合計	581,851	612,771
無形固定資産		
のれん	98,923	70,832
ソフトウェア	2,926	2,177
借地権	2,893	-
無形固定資産合計	104,743	73,010
投資その他の資産		
投資不動産(純額)	2 60,415	2 59,386
投資有価証券	1 5,092	2,133
出資金	370	370
差入保証金	55,607	69,590
生命保険積立金	1,001	1,087
破産更生債権等	71,789	71,789
その他	23,081	16,935
貸倒引当金	71,789	71,789
投資その他の資産合計	145,568	149,504
固定資産合計	832,163	835,286
資産合計	2,551,680	2,573,273

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	212,223	331,340
短期借入金	520	3,686
1年内返済予定の長期借入金	2 120,711	2 101,962
未払金	130,376	165,626
未払費用	46,162	44,206
未払法人税等	23,390	23,188
未払消費税等	33,660	21,550
賞与引当金	5,995	1,261
製品保証引当金	6,475	7,625
その他	53,245	28,159
流動負債合計	632,762	728,606
固定負債		
長期借入金	2 616,481	2 581,100
退職給付に係る負債	157,886	165,595
役員退職慰労引当金	1,800	1,800
預り営業保証金	30,860	29,860
その他	24,765	24,886
固定負債合計	831,793	803,243
負債合計	1,464,555	1,531,849
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,385,996	2,553,874
資本剰余金	896,925	1,026,894
利益剰余金	2,311,525	2,652,311
自己株式	2,046	2,046
株主資本合計	969,349	926,410
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	213	597
為替換算調整勘定	24,690	20,720
その他の包括利益累計額合計	24,477	20,122
新株予約権	120,989	126,744
非支配株主持分	21,263	8,390
純資産合計	1,087,124	1,041,423
負債純資産合計	2,551,680	2,573,273

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
売上高	1 3,967,802	1 4,336,907
売上原価	3, 4 2,739,485	4 2,998,981
売上総利益	1,228,316	1,337,925
販売費及び一般管理費	2, 3 1,548,922	2, 3 1,610,231
営業損失()	320,605	272,305
営業外収益		
受取利息	160	386
受取配当金	49	63
有価証券売却益	5,907	-
投資有価証券売却益	-	10,234
受取保険金	412	2,593
保険解約返戻金	3,775	-
物品売却益	6,490	-
社宅使用料	2,735	3,550
雑収入	14,503	4,841
営業外収益合計	34,036	21,669
営業外費用		
支払利息	5,614	8,269
資金調達費用	7,848	16,099
為替差損	13,777	4,960
雑支出	4,681	6,920
営業外費用合計	31,922	36,249
経常損失()	318,492	286,885
特別利益		
新株予約権戻入益	5 37,900	-
役員退職慰労引当金戻入額	1,191	-
特別利益合計	39,091	-
特別損失		
固定資産除却損	17,167	2,893
減損損失	6 42,690	6 1,415
子会社株式売却損	4,720	-
特別損失合計	64,578	4,308
税金等調整前当期純損失()	343,979	291,193
法人税、住民税及び事業税	20,360	28,941
法人税等調整額	1,802	706
法人税等合計	18,557	28,234
当期純損失()	362,536	319,427
非支配株主に帰属する当期純利益	12,369	21,358
親会社株主に帰属する当期純損失()	374,905	340,786

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
当期純損失()	362,536	319,427
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	213	384
為替換算調整勘定	13,490	3,970
その他の包括利益合計	13,703	4,354
包括利益	348,832	315,073
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	361,201	336,431
非支配株主に係る包括利益	12,369	21,358

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,178,290	776,081	1,936,619	2,005	1,015,746
当期変動額					
新株の発行	100,100	100,100			200,200
新株の発行 （新株予約権の行使）	107,606	107,606			215,212
株式交換による増加					-
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			374,905		374,905
自己株式の取得				41	41
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		86,861			86,861
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	207,706	120,844	374,905	41	46,396
当期末残高	2,385,996	896,925	2,311,525	2,046	969,349

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	-	38,181	38,181	157,352	39,256	1,174,173
当期変動額						
新株の発行						200,200
新株の発行 （新株予約権の行使）						215,212
株式交換による増加						-
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）						374,905
自己株式の取得						41
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						86,861
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	213	13,490	13,703	36,363	17,993	40,652
当期変動額合計	213	13,490	13,703	36,363	17,993	87,049
当期末残高	213	24,690	24,477	120,989	21,263	1,087,124

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,385,996	896,925	2,311,525	2,046	969,349
当期変動額					
新株の発行					-
新株の発行 （新株予約権の行使）	127,008	127,008			254,016
株式交換による増加	40,869	40,869			81,739
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			340,786		340,786
自己株式の取得					-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		37,908			37,908
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	167,878	129,969	340,786	-	42,938
当期末残高	2,553,874	1,026,894	2,652,311	2,046	926,410

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	213	24,690	24,477	120,989	21,263	1,087,124
当期変動額						
新株の発行						-
新株の発行 （新株予約権の行使）						254,016
株式交換による増加						81,739
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）						340,786
自己株式の取得						-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						37,908
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	384	3,970	4,354	5,755	12,872	2,762
当期変動額合計	384	3,970	4,354	5,755	12,872	45,701
当期末残高	597	20,720	20,122	126,744	8,390	1,041,423

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	343,979	291,193
減価償却費	15,712	19,936
貸倒引当金の増減額(は減少)	18	6,880
賞与引当金の増減額(は減少)	3,477	4,733
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,630	7,709
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,191	-
受取利息	160	386
支払利息	5,614	8,269
為替差損益(は益)	13,777	4,960
のれん償却額	34,242	28,091
減損損失	42,690	1,415
固定資産除却損	17,167	2,893
投資有価証券売却損益(は益)	-	10,234
売上債権の増減額(は増加)	29,499	84,808
棚卸資産の増減額(は増加)	196,582	19,693
販売用不動産の増減額(は増加)	90,056	90,056
仕入債務の増減額(は減少)	25,422	119,117
未払金の増減額(は減少)	45,794	40,305
未払消費税等の増減額(は減少)	22,118	7,471
前渡金の増減額(は増加)	30,178	28,280
その他	3,887	48,751
小計	157,355	69,970
利息及び配当金の受取額	206	450
保険解約返戻金の受取額	3,775	-
利息の支払額	5,488	8,269
法人税等の支払額	6,830	23,091
営業活動によるキャッシュ・フロー	165,692	100,881

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	58,189	-
有価証券の売却による収入	53,907	-
投資有価証券の取得による支出	3,400	37,968
投資有価証券の売却による収入	-	48,187
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による収入	6,243	-
有形固定資産の取得による支出	24,194	50,292
無形固定資産の取得による支出	3,256	420
短期貸付金の純増減額(は増加)	34,698	525
保険積立金の解約による収入	16,334	-
敷金及び保証金の差入による支出	13,706	7,362
定期預金の預入による支出	-	32,100
その他	9,656	1,425
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,095	81,905
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	520	3,165
長期借入れによる収入	87,000	70,100
長期借入金の返済による支出	169,296	124,229
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の 取得による支出	99,960	-
自己株式の取得による支出	41	-
リース債務の返済による支出	7,437	8,024
株式の発行による収入	200,200	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	214,261	253,120
新株予約権の発行による収入	2,834	8,412
非支配株主からの払込みによる収入	-	3,000
その他	346	4,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	227,734	201,323
現金及び現金同等物に係る換算差額	383	2
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	79,754	18,539
現金及び現金同等物の期首残高	385,029	464,783
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	9,665
現金及び現金同等物の期末残高	1,464,783	1,492,988

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当連結会計年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・ 今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」、「催事営業グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、当連結会計年度よりホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

引き続き、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

・ 財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月8日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であって、今後の事業の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また新株予約権による資金調達についても計画通りの行使が確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

アサヒ衛陶株式会社

VINA ASAHI CO.,LTD.

株式会社アサヒノーブルガス

アサヒニノス株式会社

アサヒエレベーション株式会社

フラグシップス株式会社

山本窯業化工株式会社

株式会社アサヒピユアケミ

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました株式会社アサヒピユアケミは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、株式会社アサヒホームテクノは、2025年11月4日付で株式会社アサヒノーブルガスに商号変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、VINA ASAHI CO.,LTD.及び山本窯業化工株式会社の決算日は9月30日であります。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)及び投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～53年

工具、器具及び備品 2～18年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

期末現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌連結会計年度の支給予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。

製品保証引当金

製品の保証に備えるため、無償修理実績率により引当金を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2023年3月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しており、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

住宅設備機器事業においては、主に衛生機器及び洗面機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品及び製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品及び製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

建設工事事業においては、主にリフォーム、リノベーション及び太陽光発電設備設置工事等を行っております。このような建設工事等については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短期な工事であることから、完全に履行義務を充足した時点において収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（60か月）で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	581,851千円	612,771千円
無形固定資産(のれんを除く)	5,819	2,177
のれん	98,923	70,832
減損損失	42,690	1,415

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、保有する固定資産のうち減損の兆候があると認められる資産または資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額又は使用価値まで減損処理しております。

今後の事業計画や市場環境の変動等により、資産の使用範囲の変更や回収可能価額を著しく低下する事象が生じた場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 棚卸資産評価損

(1) 連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品及び製品	377,607千円	363,465千円
販売用不動産	90,056	-
仕掛品	27,859	22,180
原材料	75,245	75,373
棚卸資産評価損	10,474	3,693

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、過去の販売・使用実績及び今後の販売・使用見込みから考えて収益性が低下していると見込まれる在庫については、社内規定に基づいて算出した評価損金額を帳簿価額から切り下げ、当該評価損金額を連結損益計算書に計上しております。

今後の在庫の販売・使用が減少することにより、収益性が低下していると見込まれる在庫が増加する場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(«法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合に係る税効果の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の財務諸表において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、従来、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととしておりましたが、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩すこととしました。

なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
投資有価証券	3,400千円	- 千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
現金及び預金	35,852千円	20,000千円
建物	965	912
土地	507,871	507,871
投資不動産	60,415	59,386
計	605,104	588,170

(注) なお、建物、土地及び投資不動産に対して根抵当権を設定しており、その極度額は、前連結会計年度972,000千円及び当連結会計年度986,000千円であります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	68,556千円	54,274千円
長期借入金	343,673	289,399
計	412,229	343,673

3 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権は満期日に決済が行われたものとみなして処理しております。

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
電子記録債権	2,268千円	728千円
受取手形	3,687	262

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
運賃及び運送保険料	134,280千円	125,504千円
給与手当	337,157	378,997
賞与手当	20,599	27,118
賞与引当金繰入額	5,020	203
退職給付費用	8,362	11,039
福利厚生費	80,570	89,033
賃借料	91,660	96,093
旅費交通費	92,352	82,051
減価償却費	13,935	18,668

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
	11,079千円	16,268千円

4 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
	10,474千円	3,693千円

5 新株予約権戻入益の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

ストック・オプションの権利失効に伴う新株予約権の取り崩しとして37,900千円を特別利益に計上しております。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

該当事項はありません。

6 減損損失

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所 (会社)	減損損失(千円)
事業用資産	建物、工具、器具及び備品	大阪市中央区等 (アサヒ衛陶株式会社)	7,833
その他	のれん	大阪府吹田市 (山本窯業化工株式会社)	34,857

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産の一部について、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

山本窯業化工株式会社に係るのれんについては、株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったため、のれんの未償却残高を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額
建物	4,890千円
工具、器具及び備品	2,943
のれん	34,857
計	42,690

(4) 資産グルーピングの方法

事業用資産及びのれんについては、会社単位でグルーピングし、賃貸用不動産、遊休資産及び処分予定資産については、個別資産ごとにグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値によって測定しております。回収可能価額は割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。また、のれんの回収可能価額は、使用価値により算定しており、株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったため、回収可能価額は零として評価しております。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所 (会社)	減損損失(千円)
事業用資産	機械装置、工具、器具及び 備品、ソフトウェア	大阪市中央区等 (アサヒ衛陶株式会社)	1,415

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産の一部について、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

種類	金額
機械装置	279千円
工具、器具及び備品	751
ソフトウェア	385
計	1,415

(4) 資産グルーピングの方法

事業用資産及びのれんについては、会社単位でグルーピングし、賃貸用不動産、遊休資産及び処分予定資産については、個別資産ごとにグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値によって測定しております。回収可能価額は割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	321千円	10,824千円
組替調整額	-	10,234
法人税等及び税効果調整前	321	589
法人税等及び税効果額	107	205
その他有価証券評価差額金	213	384
為替換算調整勘定：		
当期発生額	13,490千円	3,970千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	13,490	3,970
法人税等及び税効果額	-	-
為替換算調整勘定	13,490	3,970
その他の包括利益合計	13,703	4,354

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	4,516,369	1,062,300	-	5,578,669
合計	4,516,369	1,062,300	-	5,578,669
自己株式				
普通株式(注)2	2,136	95	-	2,231
合計	2,136	95	-	2,231

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,062,300株は、第三者割当増資による新株式の発行572,000株及び新株予約権の行使による新株式の発行490,300株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加95株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回新株予約権	普通株式	669,000	-	669,000	-	-
	第7回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	-	-	-	-	-	4,373
	第8回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	-	-	-	-	-	3,871
	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・ オプションとしての 新株予約権)	-	-	-	-	-	109,910
	第10回新株予約権	普通株式	-	2,286,000	-	2,286,000	2,834
合計							120,989

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

第5回新株予約権の減少669,000株は、新株予約権の権利行使によるもの490,300株及び権利失効によるもの178,700株であります。

第10回新株予約権の増加2,286,000株は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	5,578,669	965,750	-	6,544,419
合計	5,578,669	965,750	-	6,544,419
自己株式				
普通株式	2,231	-	-	2,231
合計	2,231	-	-	2,231

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,750株は、新株予約権の行使による新株式の発行723,200株及び株式交換に伴う新株式の発行242,550株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第7回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	-	-	-	-	-	4,373
	第8回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	-	-	-	-	-	3,871
	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプションとしての 新株予約権)	-	-	-	-	-	109,910
	第10回新株予約権	普通株式	2,286,000	-	2,143,000	143,000	177
	第11回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	-	-	-	-	-	8,412
合計							126,744

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

第10回新株予約権の減少2,143,000株は、新株予約権の権利行使によるもの723,200株及び取得及び消却によるもの1,419,800株であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金勘定	464,783千円	525,088千円
預入期間が3か月を超える定期預金 及び担保に供している定期預金等	-	32,100
現金及び現金同等物	464,783	492,988

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
株式交換による資本金の増加額	- 千円	40,869千円
株式交換による資本剰余金の増加額	-	40,869

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、複合機、両替機及びパソコン(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行う方針であります。デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な投資は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場の価格変動リスク及び発行体の財務リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

電子記録債権、受取手形及び売掛金については、経営管理部にて債権管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングし、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、未払金及び借入金については、経営管理部にて月次で資金繰計画を作成し、資金状況を管理することで流動性リスクの低減を図っております。デリバティブについては、為替リスク管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	1,503	1,503	-
資産計	1,503	1,503	-
長期借入金(2)	737,193	713,647	23,546
負債計	737,193	713,647	23,546

当連結会計年度（2025年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	2,133	2,133	-
資産計	2,133	2,133	-
長期借入金(2)	683,063	650,239	32,823
負債計	683,063	650,239	32,823

- 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。
- 「長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。
- 市場価格のない株式等は、上記には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)	当連結会計年度(千円)
非上場株式	0	0
関係会社株式	3,400	-
その他	189	0
合計	3,589	0

(注) 1 . 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	464,783	-	-	-	-	-
電子記録債権	112,337	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金	503,318	-	-	-	-	-
合計	1,080,439	-	-	-	-	-

当連結会計年度 (2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	525,088	-	-	-	-	-
電子記録債権	87,734	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金	612,729	-	-	-	-	-
合計	1,225,552	-	-	-	-	-

(注) 2 . 借入金の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	520	-	-	-	-	-
長期借入金	120,711	96,644	117,620	81,793	81,956	238,466
合計	121,231	96,644	117,620	81,793	81,956	238,466

当連結会計年度 (2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,686	-	-	-	-	-
長期借入金	101,962	147,690	86,917	87,136	70,615	188,740
合計	105,648	147,690	86,917	87,136	70,615	188,740

3. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計（千円）
投資有価証券				
その他有価証券	1,503	-	-	1,503
資産計	1,503	-	-	1,503

当連結会計年度（2025年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計（千円）
投資有価証券				
その他有価証券	2,133	-	-	2,133
資産計	2,133	-	-	2,133

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計（千円）
長期借入金	-	713,647	-	713,647
負債計	-	713,647	-	713,647

当連結会計年度（2025年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計（千円）
長期借入金	-	650,239	-	650,239
負債計	-	650,239	-	650,239

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けており、また、中小企業退職金共済制度に加入しております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	156,255千円	157,886千円
退職給付費用	15,241	16,123
退職給付の支払額	8,843	3,851
制度への拠出額	4,767	4,562
退職給付に係る負債の期末残高	157,886	165,595

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
積立型制度の退職給付債務	259,980千円	258,816千円
年金資産	102,094	93,220
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	157,886	165,595
退職給付に係る負債	157,886	165,595
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	157,886	165,595

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 15,241千円 当連結会計年度 16,123千円

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
新株予約権戻入益	37,900千円	- 千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権 ストック・オプション	第8回新株予約権 ストック・オプション	第9回新株予約権 株式報酬型 ストック・オプション	第11回新株予約権 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数 (注1)	当社グループ取締役 (監査等委員である取締 役を除く) 4名 当社執行役員 4名	当社グループ取締役 (監査等委員である取締 役を除く) 4名 当社従業員 3名	当社取締役 (社外取締役を除く) 4名	当社取締役 (監査等委員である取締 役を除く) 4名 当社子会社取締役 4名
株式の種類別 のストック・ オプションの 数(注2)	普通株式 337,200株	普通株式 174,000株	普通株式 195,000株	普通株式 164,700株
付与日	2022年11月30日	2023年2月28日	2023年3月16日	2025年7月18日
権利確定条件	割当日から新株予約権の 行使期間の終期に至るま での間に金融商品取引所 における当社普通株式の 普通取引終値が一度でも 556円を上回った場合に のみ、新株予約権を行使 できるものとする。	割当日から新株予約権の 行使期間の終期に至るま での間に金融商品取引所 における当社普通株式の 普通取引終値が一度でも 750円を上回った場合に のみ、新株予約権を行使 できるものとする。	権利確定条件は定めてお りません。	割当日から新株予約権の 行使期間の終期に至るま での間に金融商品取引所 における当社普通株式の 普通取引終値が一度でも 367円を上回った場合に のみ、新株予約権を行使 できるものとする。
対象勤務期間	期間の定めはありませ ん。	期間の定めはありませ ん。	期間の定めはありませ ん。	期間の定めはありませ ん。
権利行使期間	自 2022年12月5日 至 2032年12月4日	自 2023年3月16日 至 2033年3月15日	自 2023年3月17日 至 2053年3月16日	自 2025年7月22日 至 2035年7月21日

(注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、付与時の区分及び人数であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回新株予約権 ストック・オプション	第8回新株予約権 ストック・オプション	第9回新株予約権 株式報酬型 ストック・オプション	第11回新株予約権 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	164,700
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	164,700
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	319,200	174,000	145,000	-
権利確定	-	-	-	164,700
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	319,200	174,000	145,000	164,700

単価情報

	第7回新株予約権 ストック・オプション	第8回新株予約権 ストック・オプション	第9回新株予約権 株式報酬型 ストック・オプション	第11回新株予約権 ストック・オプション
権利行使価格(円)	556	750	1	334
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価	13.70	22.25	758	51.08

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第11回新株予約権ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第11回新株予約権ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	55.21%
予想残存期間 (注) 2	10年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利率(注) 4	1.507%

(注) 1. 権利行使期間満了日までの期間に応じた直近の期間の株価実績に基づき算定しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 過去の配当実績に基づき算定しております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年11月30日)	当連結会計年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	21,830千円	15,395千円
投資有価証券評価損	1,666	1,715
貸倒引当金	27,738	30,767
退職給付に係る負債	53,049	57,014
税務上の繰越欠損金(注)2	576,529	628,853
その他	131,784	127,381
繰延税金資産小計	812,599	861,128
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	576,529	628,853
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	233,389	228,886
評価性引当額小計(注)1	809,918	857,740
繰延税金資産合計	2,680	3,387
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	107	313
繰延税金負債合計	107	313
繰延税金資産の純額	2,572	3,074

(注)1. 当連結会計年度において、評価性引当額が47,822千円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金()	76,808	11,741	45,944	-	136,176	305,857	576,529
評価性引当額	76,808	11,741	45,944	-	136,176	305,857	576,529
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金()	11,741	47,282	-	140,139	-	429,691	628,853
評価性引当額	11,741	47,282	-	140,139	-	429,691	628,853
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

前連結会計年度（2024年11月30日）

税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（2025年11月30日）

税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」が創設されることになりました。

これに伴い、2026年12月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

（共通支配下の取引等）

簡易株式交換による完全子会社化

当社は、2025年10月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社であるアサヒエレベーション株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付でアサヒエレベーション株式会社との間で株式交換契約を締結いたしました。当該簡易株式交換は、当社では簡易株式交換の手続により、アサヒエレベーション株式会社においては、2025年10月27日に開催の株主総会において承認を受けた上で、2025年11月7日を効力発生日として実施しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 アサヒエレベーション株式会社

事業の内容 太陽光発電及び蓄電池システムの施工販売及び建築物の内外装事業

(2) 企業結合日

2025年11月7日

(3) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、アサヒエレベーション株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により実施いたしました。

なお、株式交換契約は、2025年10月27日開催のアサヒエレベーション株式会社の臨時株主総会において承認されております。

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、事業構造改革を推し進めており、この度、中長期的な成長戦略の推進に向けて、連結子会社であるアサヒエレベーション株式会社を完全子会社化することといたしました。アサヒエレベーション株式会社は、クリーンエネルギー関連機器の施工を手掛け、2023年4月の子会社化以降、当社グループの営業ネットワークや経営資源を活用することで事業基盤を拡大し、単体での黒字化を達成しております。当社は、今回の完全子会社化を通じて、グループ全体の競争力をさらに高め、持続的な成長と企業価値の最大化を実現してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 取得原価の算定等に関する事項

(1) 結合当事企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社普通株式	81,739千円
取得原価		81,739

(2) 株式交換に係る割当の内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	アサヒエレベーション株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る交換比率	1	1,650
株式交換により 交付した株式数	当社普通株式：242,550株	

(注1) 当社は、株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたり、公平性、妥当性を確保するため、当社及びアサヒエレベーション株式会社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼しております。

(注2) 当社株式の交付は、株式の新規発行により行いました。

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

40,908千円

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、栃木県において、賃貸用の倉庫(土地を含む)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,717千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,586千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	61,532	60,415
期中増減額	1,117	1,028
期末残高	60,415	59,386
期末時価	81,000	80,900

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却によるもの1,117千円であります。当連結会計年度の主な減少額は減価償却によるもの1,028千円であります。

3. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産評価書に基づく金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自2023年12月1日 至2024年11月30日)

(単位:千円)

	住まい事業	暮らし事業	投資事業	合計
衛生機器	1,057,077	-	-	1,057,077
洗面機器	781,345	-	-	781,345
リサイクル事業	-	118,541	-	118,541
建設工事等	662,407	1,014,501	-	1,676,909
サービス業	-	323,411	-	323,411
不動産事業	-	4,324	-	4,324
顧客との契約から生じる収益	2,500,831	1,460,779	-	3,961,610
その他の収益	-	-	6,192	6,192
外部顧客への売上高	2,500,831	1,460,779	6,192	3,967,802

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

当連結会計年度(自2024年12月1日 至2025年11月30日)

(単位:千円)

	住まい事業	暮らし事業	投資事業	合計
衛生機器	1,231,454	-	-	1,231,454
洗面機器	741,402	-	-	741,402
リサイクル事業	-	-	-	-
建設工事等	697,781	1,135,389	-	1,833,170
サービス業	-	432,900	-	432,900
不動産事業	-	91,787	-	91,787
顧客との契約から生じる収益	2,670,638	1,660,077	-	4,330,715
その他の収益	-	-	6,192	6,192
外部顧客への売上高	2,670,638	1,660,077	6,192	4,336,907

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは提供する製品・サービスの類似性等により事業セグメントを認識しており、「住まい事業」、「暮らし事業」、「投資事業」の3つを報告セグメントとしております。

各事業の概要は下記のとおりであります。

住まい事業：衛生機器・洗面機器の販売及び建築仕上塗材の販売

暮らし事業：太陽光発電及び蓄電池システムの施工販売、施設管理並びに不動産販売

投資事業：M & A 及び不動産賃貸

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	住まい事業	暮らし事業	投資事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	2,500,831	1,460,779	6,192	3,967,802	-	3,967,802	-	3,967,802
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	6,094	51,872	-	57,967	179,065	237,032	237,032	-
計	2,506,925	1,512,652	6,192	4,025,769	179,065	4,204,834	237,032	3,967,802
セグメント利益 又は損失()	349,809	20,378	249	329,181	-	329,181	8,575	320,605
セグメント資産	1,448,932	721,447	1,715,646	3,886,027	-	3,886,027	1,334,346	2,551,680
その他の項目								
減価償却費	730	13,816	1,166	15,712	-	15,712	-	15,712
のれん償却額	6,151	28,091	-	34,242	-	34,242	-	34,242
有形固定資産 及び無形固定資産 の増加額	8,766	35,734	1,015	45,516	-	45,516	-	45,516

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に経営指導料であります。

2. (1) セグメント利益又は損失()の調整額8,575千円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 1,334,346千円は、セグメント間の債権と債務の相殺消去 638,707千円及び投資と資本の相殺消去 695,639千円を含んでおります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務 諸表計上額 (注)3
	住まい事業	暮らし事業	投資事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	2,670,638	1,660,077	6,192	4,336,907	-	4,336,907	-	4,336,907
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	17,631	5,389	-	23,020	211,200	234,220	234,220	-
計	2,688,269	1,665,467	6,192	4,359,928	211,200	4,571,128	234,220	4,336,907
セグメント利益 又は損失()	315,737	22,619	3,586	289,531	7,965	281,565	9,260	272,305
セグメント資産	1,292,819	671,427	1,822,193	3,786,441	-	3,786,441	1,213,167	2,573,273
その他の項目								
減価償却費	288	18,562	1,085	19,936	-	19,936	-	19,936
のれん償却額	-	28,091	-	28,091	-	28,091	-	28,091
有形固定資産 及び無形固定資産 の増加額	1,690	48,136	670	50,496	-	50,496	-	50,496

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に経営指導料であります。

2. (1) セグメント利益又は損失()の調整額9,260千円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 1,213,167千円は、セグメント間の債権と債務の相殺消去 761,402千円及び投資と資本の相殺消去 451,765千円を含んでおります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本ライフサポート株式会社	729,867	暮らし事業

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本ライフサポート株式会社	504,255	暮らし事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	住まい事業	暮らし事業	投資事業	計			
減損損失	42,690	-	-	42,690	-	-	42,690

(注) 住まい事業において、のれんの減損損失34,857千円を計上しております。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	住まい事業	暮らし事業	投資事業	計			
減損損失	1,415	-	-	1,415	-	-	1,415

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	住まい事業	暮らし事業	投資事業	計			
当期末残高	-	98,923	-	98,923	-	-	98,923

(注) のれんの償却額は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	住まい事業	暮らし事業	投資事業	計			
当期末残高	-	70,832	-	70,832	-	-	70,832

(注) のれんの償却額は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	枚方パートナーシップ株式会社 (注)3	大阪府枚方市	10,000	不動産売買及び賃貸借等	-	管理業務受託資金の借入	業務受託料 資金の返済	108,845 4,347	売掛金 1年内返済 予定の長期 借入金 長期借入金	834 4,390 61,261

当連結会計年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	枚方パートナーシップ株式会社 (注)3	大阪府枚方市	10,000	不動産売買及び賃貸借等	-	管理業務受託資金の借入	業務受託料 資金の返済	107,030 4,390	売掛金 1年内返済 予定の長期 借入金 長期借入金	24,878 4,435 56,826
役員が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	セブンスター貿易株式会社 (注)4	大阪市都島区	50,000	電気製品販売及び不動産売買等	-	不動産の販売	不動産の販売	89,497	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務受託料及び不動産の販売は、双方協議の上、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の借入は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
3. 当社代表取締役会長兼社長グループCEO星野和也が議決権の100%を直接所有しております。
4. 当社代表取締役会長兼社長グループCEO星野和也が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100%を直接保有しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
1株当たり純資産額	169.44円	138.53円
1株当たり当期純損失()	74.55円	57.39円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当連結会計年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	374,905	340,786
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失()(千円)	374,905	340,786
普通株式の期中平均株式数(株)	5,028,733	5,938,049
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	第7回新株予約権(個数3,192個、 普通株式 319,200株) 第8回新株予約権(個数1,740個、 普通株式 174,000株) 第9回新株予約権(個数1,450個、 普通株式 145,000株) 第10回新株予約権(個数22,860 個、普通株式 2,286,000株)	第7回新株予約権(個数3,192個、 普通株式 319,200株) 第8回新株予約権(個数1,740個、 普通株式 174,000株) 第9回新株予約権(個数1,450個、 普通株式 145,000株) 第10回新株予約権(個数1,430個、 普通株式 143,000株) 第11回新株予約権(個数1,647個、 普通株式 164,700株)

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において決議しました当社の代表取締役会長兼社長グループCEOである星野和也氏(以下「星野氏」といいます。)を割当先とする第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行に関して、2025年12月8日に星野氏から本新株式に係る発行価額の総額の払込を受けております。その概要は次のとおりであります。

本新株式発行の概要

(1) 払込期日	2025年12月8日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 300,000株
(3) 発行価額	1株につき 300円
(4) 調達資金の額	90,000千円
(5) 資本組入額	1株につき 150円
(6) 資本金増加額	45,000千円
(7) 資本準備金組入額	1株につき 150円
(8) 資本準備金増加額	45,000千円
(9) 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により星野氏に300,000株を割り当てました。
(10) 資金の用途	希ガス事業における設備投資資金及び運転資金等

(新株予約権の行使)

当社が2025年11月21日開催の取締役会において決議し、2025年12月8日に発行しました第12回新株予約権につき、2025年12月9日から2026年2月26日までに、以下のとおり行使されております。

(1) 行使新株予約権個数	6,100個(発行総数の10.2%)
(2) 交付株式数	当社普通株式 610,000株
(3) 行使価額総額	139,190千円
(4) 未行使新株予約権数	53,900個
(5) 増加する発行済株式数	610,000株
(6) 資本金増加額(1、2)	69,680千円
(7) 資本準備金増加額(1、2)	69,680千円

1. 資本金増加額、資本準備金増加額には、新株予約権の振替額85千円がそれぞれ含まれております。
2. 上記の第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の行使の結果、2026年2月26日現在の発行済株式総数は7,454,419株、資本金は2,668,555千円、資本剰余金は1,141,575千円となっております。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2026年1月26日開催の取締役会において、2026年2月26日開催の第75期定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題であると認識しております。今後、剰余金の配当(復配)や株主優待等の株主還元策を早期に実施・継続していくための原資をさらに充実させるとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を図ることを目的として、下記の内容の資本金の額及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式数にも変更はありませんので、1株あたり純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金2,553,874千円から1,472,532千円を取り崩してその他資本剰余金に振替えるものであります。これにより、減少後の資本金の額は、1,081,341千円となります。

(2) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金1,150,624千円全額を、その他資本剰余金に振り替えるものであります。これにより、減少後の資本準備金の額は、0千円となります。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えることにより欠損填補を行うものであります。これにより、振り替え後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,623,156千円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,623,156千円

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日

債権者異議申述公告日 2026年3月2日(予定)

債権者異議申述最終期日 2026年4月2日(予定)

効力発生日 2026年4月3日(予定)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	520	3,686	1.60	-
1年以内に返済予定の長期借入金	120,711	101,962	1.15	-
1年以内に返済予定のリース債務	8,024	4,930	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	616,481	581,100	1.22	2026年～2038年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,820	9,889	-	2026年～2029年
その他有利子負債 預り営業保証金	12,412	12,412	1.00	-
合計	772,971	713,982	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. その他有利子負債の預り営業保証金については、返済期限の定めがないため、記載しておりません。

4. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	147,690	86,917	87,136	70,615
リース債務	4,112	3,646	2,130	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	2,203,565	4,336,907
税金等調整前 中間(当期)純損失()(千円)	126,323	291,193
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失()(千円)	140,171	340,786
1株当たり 中間(当期)純損失()(円)	24.55	57.39

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 140,412	212,128
売掛金	2 19,030	2 24,090
短期貸付金	2 546,814	2 719,351
その他	2 6,209	2 9,226
貸倒引当金	269,073	387,120
流動資産合計	443,393	577,675
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 965	1 1,578
土地	1 254,767	1 254,767
有形固定資産合計	255,732	256,345
投資その他の資産		
投資不動産	1 60,415	1 59,386
投資有価証券	189	0
関係会社株式	675,086	522,597
差入保証金	11,756	19,067
投資その他の資産合計	747,447	601,052
固定資産合計	1,003,179	857,397
資産合計	1,446,573	1,435,073

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 34,692	1 20,410
前受金	567	567
未払金	2 8,323	2 28,271
未払費用	1,719	2,437
未払法人税等	7,092	1,970
未払消費税等	-	2,916
預り金	1,322	773
賞与引当金	380	-
その他	58	63
流動負債合計	54,155	57,410
固定負債		
長期借入金	1 188,640	1 168,230
役員退職慰労引当金	1,800	1,800
関係会社事業損失引当金	2,951	-
その他	1,587	1,593
固定負債合計	194,978	171,623
負債合計	249,134	229,033
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,385,996	2,553,874
資本剰余金		
資本準備金	982,746	1,150,624
資本剰余金合計	982,746	1,150,624
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,290,246	2,623,156
利益剰余金合計	2,290,246	2,623,156
自己株式	2,046	2,046
株主資本合計	1,076,449	1,079,295
新株予約権	120,989	126,744
純資産合計	1,197,439	1,206,039
負債純資産合計	1,446,573	1,435,073

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
売上高	1 170,392	1 217,392
売上原価	2,474	2,605
売上総利益	167,917	214,786
販売費及び一般管理費	1, 2 167,667	1, 2 203,234
営業利益	249	11,552
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 9,086	1 8,008
有価証券売却益	5,907	-
投資有価証券売却益	-	10,234
受取賃貸料	1 5,040	1 7,460
為替差益	5,629	8,621
その他	1,850	54
営業外収益合計	27,513	34,378
営業外費用		
支払利息	1,545	2,417
資金調達費用	7,848	16,099
貸倒損失	-	1 2,548
その他	1,334	5,351
営業外費用合計	10,729	26,417
経常利益	17,033	19,513
特別利益		
新株予約権戻入益	37,900	-
役員退職慰労引当金戻入額	1,191	-
特別利益合計	39,091	-
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	3 61,272	3 115,095
関係会社株式評価損	4 572,855	4 234,228
関係会社事業損失引当金繰入額	1,982	-
関係会社株式売却損	210	-
特別損失合計	636,320	349,323
税引前当期純損失()	580,195	329,810
法人税、住民税及び事業税	2,150	3,100
法人税等合計	2,150	3,100
当期純損失()	582,345	332,910

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,178,290	775,039	775,039	1,707,900	1,707,900	2,005	1,243,424
当期変動額							
新株の発行	100,100	100,100	100,100				200,200
新株の発行 （新株予約権の行使）	107,606	107,606	107,606				215,212
株式交換による増加							-
当期純損失（ ）				582,345	582,345		582,345
自己株式の取得						41	41
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	207,706	207,706	207,706	582,345	582,345	41	166,974
当期末残高	2,385,996	982,746	982,746	2,290,246	2,290,246	2,046	1,076,449

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	157,352	1,400,776
当期変動額		
新株の発行		200,200
新株の発行 （新株予約権の行使）		215,212
株式交換による増加		-
当期純損失（ ）		582,345
自己株式の取得		41
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	36,363	36,363
当期変動額合計	36,363	203,337
当期末残高	120,989	1,197,439

当事業年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,385,996	982,746	982,746	2,290,246	2,290,246	2,046	1,076,449
当期変動額							
新株の発行							-
新株の発行 （新株予約権の行使）	127,008	127,008	127,008				254,016
株式交換による増加	40,869	40,869	40,869				81,739
当期純損失（ ）				332,910	332,910		332,910
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	167,878	167,878	167,878	332,910	332,910	-	2,845
当期末残高	2,553,874	1,150,624	1,150,624	2,623,156	2,623,156	2,046	1,079,295

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	120,989	1,197,439
当期変動額		
新株の発行		-
新株の発行 （新株予約権の行使）		254,016
株式交換による増加		81,739
当期純損失（ ）		332,910
自己株式の取得		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,755	5,755
当期変動額合計	5,755	8,600
当期末残高	126,744	1,206,039

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することの出来る企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当事業年度においても世界的な情勢不安、大幅な円安による原材料価格高騰の影響を受ける等、国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新たな事業を展開する事業多様化戦略の下で収益拡大を目指して参りました。その方針の下で、企業買収を通じた新たな事業展開も開始しております。今後も事業多様化戦略を積極的に推進するとともに、グループ企業それぞれの強みを活かした事業シナジーの創出にも重点を置き、事業拡大に努めて参ります。その一環として「ホールディングス事業開発グループ」、「催事営業グループ」を創設し、各グループ企業の協力体制の元、2024年10月から「リフォーム・リノベーション事業」を開始しました。

また、当事業年度よりホームセンター等における太陽光・蓄電池設備の催事営業を本格的に開始し、徐々に契約件数も増加しております。住環境設備以外では新たに希ガス事業も開始し、販路拡大を目指して取り組んでおります。

引き続き、販売及び生産拠点の集約など事業体制のスリム化を進めることで収益改善を図って参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤構築のために、当社は2025年11月21日開催の取締役会において、2025年12月8日を割当日とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議し、新株式発行による資金調達を実施するとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であって、今後の事業の進捗状況によっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があり、また新株予約権による資金調達についても計画通りの行使が確約されているものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～53年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2023年3月からの株式報酬型ストック・オプション制度導入に伴い、役員退職慰労金制度を廃止しており、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるために、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社の主要な事業は、関係会社への経営指導及び経営管理であります。当社は、経営指導及び経営管理業務を履行する義務を負っており、当該経営指導料にかかる履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
短期貸付金	546,814千円	719,351千円
貸倒引当金	269,073	387,120
関係会社株式	675,086	522,597
関係会社株式評価損	572,855	234,228
関係会社貸倒引当金繰入額	61,272	115,095

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式に係る評価損は、対象会社の財政状態が著しく悪化した場合に、実質価額が将来の利益計画等により回収可能性が裏付けられる場合を除き、貸借対照表価額を相当額減額し、当該金額を関係会社株式評価損として計上しております。

また、関係会社への貸付金の評価は、対象会社の財政状態および経営成績の状況を勘案し、回収可能性を判断した上で、回収可能性が見込めない場合に貸倒引当金を計上しております。

これらの利益計画等は、過去の実績推移、外部環境や内部環境を加味するなど、一定の仮定を置いており、その仮定には不確実性が伴っております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
現金及び預金	15,852千円	- 千円
建物	965	912
土地	254,767	254,767
投資不動産	60,415	59,386
計	331,999	315,066

(注) なお、建物、土地及び投資不動産に対して根抵当権を設定しており、その極度額は、前事業年度372,000千円及び当事業年度386,000千円であります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
1年内返済予定の長期借入金	34,692千円	20,410千円
長期借入金	188,640	168,230
計	223,332	188,640

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
短期金銭債権	569,428千円	744,996千円
短期金銭債務	150	154

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
営業取引による取引高		
売上高	164,200千円	211,200千円
販売費及び一般管理費	11,263	4,581
営業取引以外の取引による取引高	16,047	18,012

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 - %、当事業年度 - %、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100.0%、当事業年度100.0%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)	当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)
役員報酬	55,560千円	48,795千円
給与手当	16,608	36,748
賞与手当	1,337	3,537
賞与引当金繰入額	380	-
租税公課	16,096	447
支払報酬	39,423	55,387
減価償却費	49	57

3 関係会社貸倒引当金繰入額の内容は、次のとおりであります。

前事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

関係会社貸倒引当金繰入額は、主に連結子会社であるVINA ASAHI CO.,LTD.の短期貸付金に対するものであります。

当事業年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

関係会社貸倒引当金繰入額は、主に連結子会社であるVINA ASAHI CO.,LTD.及び山本窯業化工株式会社の短期貸付金に対するものであります。

4 関係会社株式評価損の内容は、次のとおりであります。

前事業年度（自 2023年12月1日 至 2024年11月30日）

関係会社株式評価損は、主に連結子会社であるアサヒ衛陶株式会社及び山本窯業化工株式会社の株式に係る評価損であります。

当事業年度（自 2024年12月1日 至 2025年11月30日）

関係会社株式評価損は、主に連結子会社であるアサヒ衛陶株式会社の株式に係る評価損であります。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式522,597千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式675,086千円）は、市場価格のない株式等であることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年11月30日)	当事業年度 (2025年11月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	82,282千円	121,826千円
投資有価証券評価損	1,666	1,715
関係会社株式評価損	203,420	283,052
税務上の繰越欠損金	330,270	260,496
その他	76,241	73,551
繰延税金資産小計	693,881	740,642
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	330,270	260,496
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	363,611	480,145
評価性引当額小計	693,881	740,642
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

前事業年度（2024年11月30日）

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

当事業年度（2025年11月30日）

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」が創設されることになりました。

これに伴い、2026年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

(収益及び費用の計上基準)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」及び財務諸表「注記事項(重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(新株予約権の行使)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産						
建物	965	670	-	57	1,578	106
土地	254,767	-	-	-	254,767	-
有形固定資産計	255,732	670	-	57	256,345	106
投資その他の資産						
投資不動産	60,415	-	-	1,028	59,386	132,470
投資その他の資産計	60,415	-	-	1,028	59,386	132,470

(注) 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

建物

本社内装工事

670千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	269,073	118,047	-	387,120
賞与引当金	380	-	380	-
役員退職慰労引当金	1,800	-	-	1,800
関係会社事業損失引当金	2,951	-	2,951	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	12月1日から11月30日まで						
定時株主総会	2月中						
基準日	11月30日						
剰余金の配当の基準日	11月30日						
1単元の株式数	100株						
単元未満株式の買取・買増							
取扱場所	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社						
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社						
取次所							
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額						
公告掲載方法	電子公告とする。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.asahieito-holdings.co.jp/						
株主に対する特典	<p>毎年11月30日の株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上保有の株主に保有株式数に応じて下表のとおり、当社指定の優待商品あるいは優待クーポンを贈呈する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株～999株</td> <td>「雑貨店KURAWANKA通販クーポン」 公式オンラインショップで利用可能な割引券 400円相当</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>「ドリップコーヒー詰め合わせ」 大正12年創業の日本コーヒー界のパイオニアが 厳選したドリップコーヒーの詰め合わせ</td> </tr> </tbody> </table>	保有株式数	優待内容	100株～999株	「雑貨店KURAWANKA通販クーポン」 公式オンラインショップで利用可能な割引券 400円相当	1,000株以上	「ドリップコーヒー詰め合わせ」 大正12年創業の日本コーヒー界のパイオニアが 厳選したドリップコーヒーの詰め合わせ
保有株式数	優待内容						
100株～999株	「雑貨店KURAWANKA通販クーポン」 公式オンラインショップで利用可能な割引券 400円相当						
1,000株以上	「ドリップコーヒー詰め合わせ」 大正12年創業の日本コーヒー界のパイオニアが 厳選したドリップコーヒーの詰め合わせ						

- (注) 1. 当社定款の定めにより単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しをする権利以外の権利を行使することができません。
2. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取扱います。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第74期）（自2023年12月1日 至2024年11月30日）2025年2月28日近畿財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年2月28日近畿財務局長に提出。
- (3) 半期報告書及び確認書
（第75期中）（自2024年12月1日 至2025年5月31日）2025年7月11日近畿財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
2025年2月28日近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2025年10月10日近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
2025年10月15日近畿財務局長に提出。
2025年10月10日提出の臨時報告書（株式交換の決定）に係る訂正報告書であります。
- (6) 有価証券届出書及びその添付書類
2025年11月21日近畿財務局長に提出。
- (7) 有価証券届出書の訂正報告書
2025年11月26日近畿財務局長に提出。
2025年11月21日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年2月26日

ASAHI EITOホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているASAHI EITOホールディングス株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ASAHI EITOホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2025年11月21日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行に関して払込を受けており、また、2025年11月21日開催の取締役会において決議し2025年12月8日に発行した第12回新株予約権につき、一部行使されている。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2026年1月26日開催の取締役会において2026年2月26日開催の第75期定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、住まい事業、暮らし事業、投資事業からそれぞれ収益を計上している。また、重要な収益及び費用の計上基準に記載の通り、顧客に商品及び製品を引き渡した時点において収益を認識している。売上高は会社の経営者及び財務諸表利用者が重視する指標の一つである。また、収益認識基準の適用に当たって、業績目標達成のプレッシャーがあることから、売上計上について商品引渡し未了であるにもかかわらず、不適切な会計期間に売上計上される潜在的なリスクが存在する。さらには、売上高の期間帰属の適切性を誤る潜在的なリスクも存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上高の期間帰属の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上に関連する内部統制を検討した。 ・金額的重要性を勘案して抽出した売上取引及びランダムに抽出した売上取引について、実在性及び期間帰属を検証するために商品又は製品、サービス内容及び金額について契約書又は注文書等と照合するとともに、履行義務が充足された時点を検証するために引渡関係証憑を確認し、金額については請求書と照合した。 ・売上高の期間帰属の適切性を検討するために、期末日を基準日として売掛金残高の金額的重要性を勘案して抽出した顧客及びランダムに抽出した顧客に対する売掛金について残高確認手続を実施した。 ・架空売上の可能性がある売上取引の有無を検証するために、期末日時点の債権一覧を閲覧し、通常の回収期間を超えて未回収である重要な売掛金の有無を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表監査に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ASAHI EITOホールディングス株式会社の2025年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ASAHI EITOホールディングス株式会社が2025年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

ASAHI EITOホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員	公認会計士	茂木 秀俊
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	山中 康之
業務執行社員		

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているASAHI EITOホールディングス株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第75期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ASAHI EITOホールディングス株式会社の2025年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度においても国内外の事業ともに十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2025年11月21日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行に関して払込を受けており、また、2025年11月21日開催の取締役会において決議し2025年12月8日に発行した第12回新株予約権につき、一部行使されている。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、2026年1月26日開催の取締役会において2026年2月26日開催の第75期定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件を付議することを決議し、同株主総会にて承認可決されている。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資評価の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表上で関係会社株式を522,597千円、短期貸付金を332,230千円（貸倒引当金考慮後）計上しており、関係会社株式と短期貸付金（以下、「関係会社投融資」という）の合計額が総資産に占める割合は59%である。</p> <p>会社は、関係会社株式を取得価額で計上しているが、関係会社の純資産が関係会社株式等の取得価額に比べて50%程度以下となった場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、株式の実質価額が著しく低下したとして減損処理を実施する。また、関係会社貸付金は個別に回収可能性を判断し、回収不能見込み額に対し引当処理を行う。この結果、当事業年度の関係会社株式評価損として234,228千円、関係会社貸倒引当金繰入額として115,095千円を計上している。</p> <p>関係会社投融資の金額的重要性が高く、関係会社の財政状態が悪化した場合の株式の減損処理、貸付金に対する貸倒引当金の計上には経営者の判断を伴うことから、関係会社投融資の評価が財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上より、関係会社投融資の評価が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であるため、当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社投融資評価の基礎となる財務情報の信頼性を確かめるため、連結財務諸表監査の一環として必要な監査手続を実施した。 ・関係会社の財政状態及び経営成績を理解するために、経営者等への質問、取締役会議事録等の査閲を実施し、入手した各社の決算数値との間に矛盾や不整合がないかどうかを検討した。 ・会社による関係会社株式の評価結果の妥当性を検討するため、各社の決算書及び事業計画に基づいて実質価額を再計算し、各関係会社株式の帳簿残高と比較検討した。 ・実質価額が帳簿価額を著しく下回る関係会社株式について、会社の実質価額の回復可能性に関する判断の妥当性を検討した。また、減損が必要と判断された銘柄については、実質価額まで簿価が減額され、帳簿価額との差額が正確に関係会社株式評価損として計上されているかどうかを検討した。 ・貸倒引当金が、回収不能見込額により適切に計上されているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。